

Q&A 障害のある子どもの就学事務手続の手引

(平成26年度版)

平成26年9月

秋 田 県 教 育 委 員 会

Q&A 障害のある子どもの就学事務手続の手引 目 次

I 障害のある子どもの就学

Q-01	障害のある子どもの教育に関する制度の改正	1
Q-02	インクルーシブ教育システム	3
Q-03	早期からの一貫した支援	3
Q-04	基礎的環境整備と合理的配慮	5

II 就学義務

Q-05	就学させる義務	6
Q-06	就学事務手続	6
Q-07	就学先の決定	7
Q-08	就学義務の猶予・免除の事由	8
Q-09	就学義務の猶予・免除の手続	9

III 就学相談の進め方

Q-10	適切な就学	10
Q-11	就学相談	12
Q-12	就学に関する教育委員会の役割	13
Q-13	転学等の手続	14
Q-14	市町村教育支援委員会（仮称）の活動	14
Q-15	専門調査員の役割	15
Q-16	校内の教育支援体制の整備	15
Q-17	県内の特別支援学校と特別支援学級の現状	16
Q-18	「通級による指導」の制度と現状	19

IV 障害の特性と就学相談

Q-19	視覚障害	21
Q-20	聴覚障害	21
Q-21	知的障害	22
Q-22	肢体不自由	22
Q-23	病弱・身体虚弱	23
Q-24	言語障害	23
Q-25	自閉症、情緒障害	23
Q-26	学習障害	24
Q-27	注意欠陥多動性障害	24

V 就学事務手続

Q-28	就学事務手続上の留意点	25
Q-29	新入学児童の就学事務手続	28
Q-30	小・中学校から特別支援学校への転学事務手続	29
Q-31	特別支援学校から小・中学校への転学事務手続①	31
Q-32	特別支援学校から小・中学校への転学事務手続②	32
Q-33	施設入所及び入院を伴う入学、転学	33
Q-34	特別支援学校間の転学事務手続	34
Q-35	他の都道府県の特別支援学校への転学事務手続	35
Q-36	他の都道府県や国立の特別支援学校に就学する場合の事務手続	36
Q-37	他の都道府県から本県の特別支援学校への就学（転学）事務手続①	37
Q-38	他の都道府県から本県の特別支援学校への就学（転学）事務手続②	38
Q-39	他の都道府県の特別支援学校から本県の小・中学校への転学事務手続	39
Q-40	就学事務手続に必要な書類	40

◆	就学事務手続に関する様式（様式1～18）	43
◆	個人調査書（様式19-1～19-3）	55
◆	参考資料	
1	かがやき手帳	58
2	就学支援シート	64
3	学校教育法施行令の一部改正について（通知）	68
4	障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	72
5	秋田県障害児就学審議会条例	79
6	秋田県訪問教育実施要項	80

I 障害のある子どもの就学

Q-01 障害のある子どもの教育に関する制度の改正

平成25年9月の学校教育法施行令一部改正により、障害のある子どもの就学に関する仕組みはどう変わりましたか。

A 改正の背景

平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱されました。その後、平成23年に改正された「障害者基本法」では、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮し、と規定されています。さらに、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定を改めることが提言されました。これらを受け、平成25年9月1日には学校教育法施行令が一部改正され、障害のある児童生徒の就学先決定について、一定の障害のある児童生徒は原則として特別支援学校に就学するという考え方を改め、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小・中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められました。

A 改正の内容

改正の内容は以下の3点です。

①就学先を決定する仕組みの改正

これまでは、学校教育法施行令第22条の3に示す程度の障害のある児童生徒は、原則として特別支援学校に就学することとなっていました。今回の改正ではこの考え方を改め、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小・中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められました。

②障害の状態等の変化を踏まえた転学

これまで、小・中学校から特別支援学校、特別支援学校から小・中学校への転学の判断は、障害の状態の変化によるものでした。改正後は障害の状態の他、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況等も転学に係る判断要素とされました。

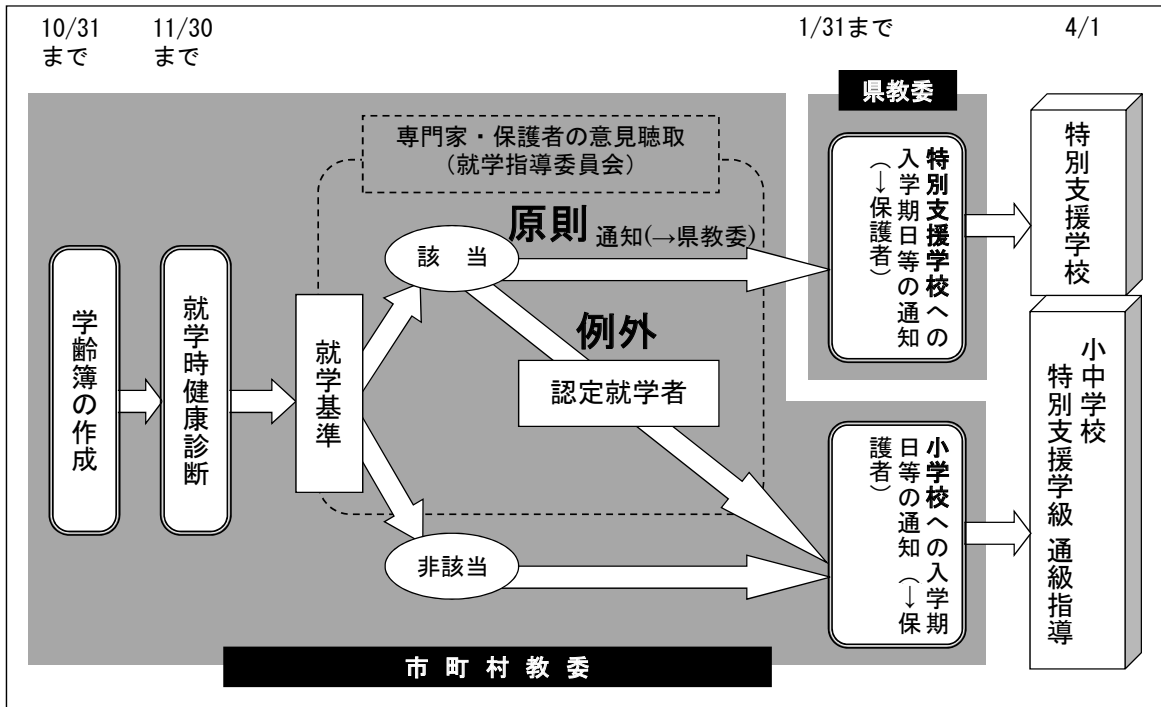
③保護者、専門家からの意見聴取の機会の拡大

これまでは、保護者や専門家からの意見聴取は小学校、特別支援学校小学部に入学期のみ行うこととしていました。改正後は中学校、特別支援学校中学部への就学や学年途中の転学についても行うことと規定されました。

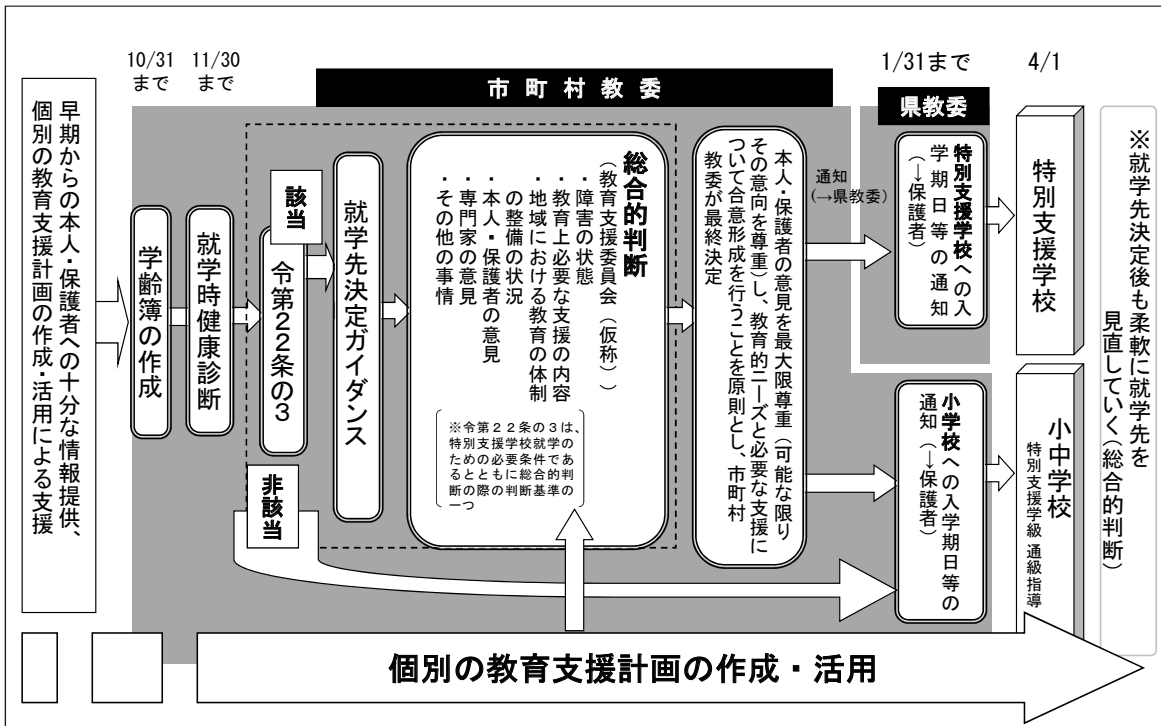
改正後の就学先決定の流れについては図-1のとおりです。

図－１ 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ 改正前・改正後）

【改正前(学校教育法施行令)】



【改正後(学校教育法施行令)】



Q-02 インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システムとはどのような教育のことを指すのでしょうか。

A インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によると、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者とな者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。インクルーシブ教育システム構築のためには、障害のある子どもと障害のない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか最も本質的な視点です。そのための環境整備として、その時点で子どもの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

また、「改正障害者基本法」では、国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない、と規定しています。交流及び共同学習については、学習指導要領においてもその推進を図ることとされており、現在も特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間で行われています。特に、特別支援学校における、居住地校との交流及び共同学習は地域とのつながりを持ち、結びつきを強める意味でも有益であり、今後も推進が必要です。就学相談においても居住地にある小・中学校との交流及び共同学習について、保護者へ説明する必要があります。

Q-03 早期からの一貫した支援

今後、就学に関してどのようなことに配慮すればよいのでしょうか。

A 早期からの教育相談・支援

障害のある子どもにとって、その障害を早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられます。また、乳幼児期含め、早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、保護者の障害受容を促し、その後の円滑な支援につなげていくことも重要です。早期からの教育相談を行うに当たっては、保護者にとって身近な利用しやすい場所で、安心して相談を受けられるよう工夫するなど、保護者の気持ちを大切に相談を行うことが重要です。市町村教育委員会では、医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、乳幼児期から専門的な教育相談・支援が受けられる体制を確立することが必要です。

A 一貫した支援の重要性

障害のある子どもが、生涯にわたって充実した生活を送るためには、教育、医療、保健、福祉、労働等の各分野が一体となり、社会全体として支援していく体制を整備することが必要です。そのためには、早期から始まっている支援を就学期に円滑に引き継ぎ、就学後に的確な支援を行い、学校卒業後に主体的に生活ができるようにしていくことが重要です。一貫した教育を効果的に進めるためには、支援の主体が替わる移行期の支援に留意する必要があります。中でも就学への移行期における支援の在り方は、子どもと保護者の不安が大きいことや、子どもの成長の節目と対応していること、子どもの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を検討する必要があることなどから、特に重要な時期です。就学支援シートや相談支援ファイル、個別の支援計画等を作成・活用し、関係機関が連携し継続した支援を効果的に行うことが必要です。

秋田県では、早期からの一貫した支援を行うため、「就学等に係る支援3点セット」として、「かがやき手帳」、「就学支援シート」、「個別の支援計画」の活用を推進しています。

<就学等に係る支援3点セット>

- 「かがやき手帳」・・・保護者が、乳幼児期から成人期までの健康診断や巡回相談、医療機関の診療履歴、年代毎の特徴的な様子等を記録する手帳です。相談や診療等の際に提示することで、これまで関わった関係機関やその内容を伝えることができます。保護者の同意のもと関係機関同士が連絡を取り、本人・保護者を共同で支援することにも役立ちます。保護者が母子手帳と一緒に保管します。
- ※P58参考資料1を参照
県教育委員会特別支援教育課のホームページからダウンロードができます。
- 「就学支援シート」・・・家庭、幼稚園・保育所等での子どもの様子や配慮していること等を記入し、就学先に引き継ぐシートです。学校生活をスムーズに始められるよう作成します。作成の際は、巻末の様式例（P65～67）を参考にしてください。
- ※P64参考資料2を参照
- 「個別の支援計画」・・・特別な支援を必要とする子どもの支援に関わる関係機関が、連携して支援を行うためのツールです。支援目標や各機関での支援内容が記載されます。

<その他、関係機関との連携に活用される資料>

- 「相談支援ファイル」・・・幼児期から成人期までの生涯にわたる、関係機関等での支援の内容が記載されます。子どもの成長記録や生活の様子、指導内容に関するあらゆる情報を記録し、必要に応じて関係機関が共有して活用します。情報を一元化し、継続的な支援を可能にします。

※いずれも個人情報に記載されるため、関係機関で共有する際は保護者の了解が必要です。

Q-04 基礎的環境整備と合理的配慮

基礎的環境整備と合理的配慮とは、どのようなことを指すのでしょうか。

A 基礎的環境整備と合理的配慮

基礎的環境整備は国や県、市町村で行う教育環境の整備です。学校の施設・設備の整備や専門性のある教員の配置、教材の確保等があげられます。合理的配慮は障害のある児童生徒が教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものです。視覚障害の児童生徒へ拡大文字を用いた資料を提示したり、知的障害の児童生徒へ図や写真を活用した予定表を示したりするなどの配慮があげられます。また、中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義付けられています。

なお、障害者の権利に関する条約において、合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていること、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行される、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）においても合理的配慮の提供が規定されていることにも留意し、合理的配慮の内容を本人・保護者と共通理解する必要があります。

【合理的配慮の例】

- 視覚障害・・・拡大コピーや拡大文字を用いた資料の活用
- 聴覚障害・・・身振りや簡単な手話等の活用、視覚による情報の提供
- 知的障害・・・理解の程度に応じた学習内容の変更や調整、絵カードや文字カードの活用
- 肢体不自由・・・書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減
- 病弱・・・ICT等を活用した間接的な体験やコミュニケーションの機会の提供
- 言語障害・・・周囲の児童生徒、教職員、保護者への構音障害、吃音等の理解啓発
- 自閉症・情緒障害・・・実際の体験を設定、活動予定表等の活用
- 注意欠陥多動性障害・・・掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示

※合理的配慮の実践例については、国立特別支援教育総合研究所のホームページに「合理的配慮実践事例データベース」が公開されています。

Ⅱ 就学義務

Q-05 就学させる義務

保護者は、子どもを就学させる義務がありますが、障害のある子どもについては、どのようなになっているのでしょうか。

A 保護者の就学させる義務

保護者が子どもを就学させる義務については、日本国憲法第26条第2項前段で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」、また、教育基本法第5条第1項で「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」と定めています。

そして、学校教育法第16、17条は、「保護者(子に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。)は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。」とし、同法第17条第2項では、「保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。」と定めています。

したがって、障害のある子どもについても、保護者は、その障害の種類と程度に応じて小・中学校の通常の学級若しくは特別支援学級、又は特別支援学校へ就学させる義務を負うことを明らかにしています。

Q-06 就学事務手続

障害のある子どもの就学手続はどのようにすればよいのでしょうか。

A 就学事務

学齢児童生徒の義務教育諸学校(小・中学校、又は特別支援学校の小・中学部)への就学に関し、教育委員会などが処理すべき一定の事務のことをいいます。

ここでいう「事務」の意味は、いわゆる机上の事務といったことだけではなく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条でいう、教育に関する事務の「学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。」に該当します。

日本国憲法第26条などにより、学齢児童生徒の保護者は、その保護する子女を小・中学校又は特別支援学校の小・中学部に就学させる義務が課せられています。

また、この就学義務を確実に履行させるため地方公共団体には、学校の設置義務(学校教育法第2、3条、第40条)とともに、法令に定められた一定の就学に関する事務手続を行うこととされています。これが就学事務であり、学校教育法施行令第1条～第22条に明記されています。

A 就学事務手続

就学事務の内容としては、学齢簿の作成、就学前の健康診断、入学期日の通知、学校の指定、区域外就学の事務、就学の督促、就学義務の猶予・免除の許可などがあります。これらの就学事務は、市町村の教育委員会が行う自治事務です。

市町村の教育委員会は、就学予定者で、市町村教育委員会が特別支援学校に就学させることが適当であると認めた子ども（以下「認定特別支援学校就学者」という）以外の子どもについて、その保護者に対し、入学期日を通知しなければなりません。また、認定特別支援学校就学者については、市町村の教育委員会は都道府県の教育委員会に対し、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知するとともに、その学齢簿を送付しなければならないことになっています。これを受けて、都道府県教育委員会は、保護者に対して、その子女が就学すべき学校への入学期日を通知しなければならないこととなっています。

「認定特別支援学校就学者」とは

「認定特別支援学校就学者」については、次のように定められています。

（抜粋）

就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会がその者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。

学校教育法施行令第5条第1項

※学校教育法施行令第22条の3に規程する障害については表-2（P17）を参照してください。

※「認定特別支援学校就学者」については法令上、同じ概念を繰り返し規定することを避けるために便宜的に置かれているもので、「市町村教育委員会が総合的な判断により特別支援学校への就学が適当と判断すること」を意味します。

Q-07 就学先の決定

就学先の決定について変更はありますか。

A 就学先の決定

就学先の決定についてはこれまでと同じように、市町村教育委員会の判断によります。ただし、就学先決定に際しては、可能な限り本人・保護者の意見を尊重した上で、総合的な判断をすることが重要です。そのため、市町村教育委員会では、早期からの教育相談の機会を設定し、障害の状況の把握や保護者の意向を十分に把握しながら、保護者との信頼関係を築いた上で、十分な情報提供を行う必要があります。教育相談では、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容、就学先決定後も柔軟に転学等ができることなどを本人・保護者に予め説明を行うことも必要です。その上で必要な支援について保護者と合意形成を図る必要があります。したがって、教育相談担当者には保護者の願いや悩みを受け止める姿勢が必要です。その上で、就学や教育措置を前提とした就学相談に移行していくことで、特別な教育的対応について共通の理解を得るとともに、その必要性を保護者が納得できるように相談を進めていくことが大切です。

Q-08 就学義務の猶予・免除の事由

就学義務は、どのような場合に猶予又は免除されるのでしょうか。また、猶予と免除の違いは何でしょうか。

A 就学義務の猶予・免除の制度

保護者は、その保護する学齢児童生徒を就学させる義務を負っていますが、例外として、その子について一定の事由を有する保護者は、一定の手続を経て就学義務の免除を市町村教育委員会から受けることができます。(学校教育法第18条第3項)。

しかし、昭和54年4月1日から施行された「養護学校の義務制」の趣旨からも、就学義務の猶予又は免除の措置は極めて慎重に行うことが必要です。

A 就学義務の猶予・免除の事由

就学義務の猶予又は免除の事由は、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学が困難と認められる場合とされています。

「病弱、発育不完全」とは、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な場合のことをいいます。つまり、学校教育にたえることができない程度の障害がある場合をいいます。

「その他やむを得ない事由」としては、次のような場合をいいます。

- ① 児童自立支援施設等に入所し、就学ができない場合
- ② 重国籍者で、将来外国籍を取得することを前提として、在日外国人学校等に就学を希望する場合
- ③ 帰国子女で、日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等の措置が講じられている場合
- ④ 低出生体重児等であって、教育上及び医学上の見地等の総合的な観点から、市町村教育委員会が就学を猶予又は免除することが適当と判断する場合

なお、経済的事由は含まれません。なぜなら、学校教育法第19条により、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、必要な援助を市町村が与えなければならないとされており、経済的理由によって就学義務の履行に支障がないようにしているからです。

A 就学義務の猶予と免除の区別

就学義務の猶予と免除の区別は必ずしも明確なものではありません。猶予された場合、当該猶予期間だけ就学義務の終期が延長されることになるのではなく、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでで就学義務はなくなると解されていますので、当該猶予期間は、就学義務を免除された期間と同じ結果となるからです。

Q-09 就学義務の猶予・免除の手続

保護者が就学の猶予又は免除の申請をした時、市町村教育委員会はどのように対応したらよいでしょうか。

A 猶予・免除の手続

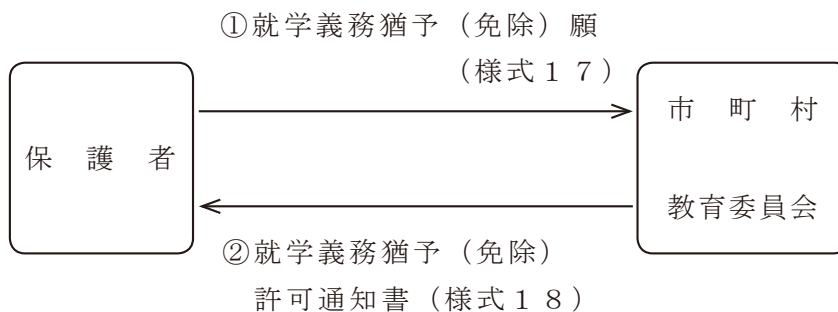
学齢児童で、学校教育法第18条に掲げる事由がある場合は、保護者が就学義務の猶予又は免除を市町村教育委員会に願い出なければなりません。この場合、保護者は「当該市町村教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない」とされています（学校教育法施行規則第34条）。

この手続は、当該市町村が適当と認める医師の証明が必要です。これは、子どもの疾病などの状況の科学的な診断の結果を添付することで、教育委員会が就学義務の猶予・免除を認めるかどうかを適切に判断できるようにするためのものです。

市町村教育委員会が「医師」の指定を行うに当たっては、小児科（内科）、外科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科などの各部門、分野ごとに行うことが望ましいとされています。

A 手続の実際

就学義務の猶予又は免除の事務手続については、市町村の教育委員会が、事前に保護者と十分に連絡を取り合い、慎重に進める必要があります。



Ⅲ 就学相談の進め方

Q-10 適切な就学

子どもの教育的ニーズに合った学びの場を決定するためには、どのようなことが必要でしょうか。

A 適切な就学

就学相談の最大の目的は、「子どもにとって、どのような教育の場で教育を受けることが最も適しているのか」を保護者と合意形成を図り、最も適した学校を決めることにあります。

市町村の教育委員会は、障害のある児童生徒に適切な教育を行うため、医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図り、障害の状態を含め、総合的な観点から就学先の判断ができるよう、早期からの教育相談や就学相談の体制整備が必要です。

A 早期からの教育相談

適切な就学に向けて行う就学相談の内容として大切なことは、保護者自身が、子どもの障害や発達の状態を正しく理解することですが、「保護者が子どもを正しく理解する」ためには、多くの時間と適切な支援が必要です。そこで、早期からの教育相談により、正確な情報を提供しながら、保護者が十分納得して子どもの状態に合った学校を決めることができるよう支援することが大変重要です。

教育相談では、保護者の日頃の悩みや、保護者の心情、子どもの現在までの治療・療育歴、育児等の経過、現在の様子について話をよく聞き、共感的理解に努めます。そして、温かい人間関係の中で、家庭における子どもの接し方や育て方について、専門的かつ適切な助言を行い、保護者と信頼関係を築いていきます。早期における教育相談では保護者の気持ちを十分にくみ取り、方向を指し示すのではなく、保護者と共に子どもの将来について話し合うよう相談を行うことが大切です。

このように、就学相談を進めるに当たって、教育相談とその担当者の果たす役割は大変重要であり、専門的な知識と経験、相談者としての態度・マナーが身に付いている専門家が行うことが大切です。

就学相談は、教育相談の一つの形態であり、教育相談から就学相談へと移行していくことがベストです。教育相談で得られた信頼関係を基盤として就学相談が行われることが、保護者との合意形成を図る大きなポイントになります。このことから、早期からの教育相談が必要となるのです。表-1（P11）は、本県における教育相談機関の一覧です。このような機関と市町村教育委員会が連携を図ることも、適切な就学を推進するために重要です。

表－１ 秋田県総合教育センター及び特別支援教育地域センター等一覧

- ・秋田県総合教育センター 潟上市天王字追分西 29-76
TEL 018-873-7215 (支援班 特別支援教育担当)
- ・特別支援教育地域センター (公立小学校内設置)

(平成26年4月現在)

地 区	設 置 小 学 校	電 話
鹿角市・鹿角郡	鹿角市立花輪小学校	0186-23-3302 ※
大館市・北秋田市・北秋田郡	大館市立桂城小学校	0186-42-2262
〃	北秋田市立鷹巣小学校	0186-62-9814
能代市・山本郡	能代市立淳城南小学校	0185-52-0468
男鹿市・潟上市・南秋田郡	男鹿市立船川第一小学校	0185-24-3231
秋 田 市	(秋田市教育研究所)	018-865-2530
由利本荘市・にかほ市	由利本荘市立鶴舞小学校	0184-22-3558
〃	由利本荘市立岩谷小学校	0184-65-2220
大仙市・仙北市・仙北郡	大仙市立花館小学校	0187-63-1022
〃	仙北市立角館小学校	0187-63-3477 ※
横 手 市	横手市立朝倉小学校	0182-32-6070
湯沢市・雄勝郡	湯沢市立湯沢西小学校	0183-72-5150

連絡先※の所は、各教育事務所・出張所の特別支援教育担当指導主事が対応します。

Q-11 就学相談

就学相談を行う場合、事前にどのような配慮が必要でしょうか。また、相談場面ではどのようなことに配慮すればよいのでしょうか。

A 就学に関するガイダンス

教育相談では、子どもの可能性を最大限に伸長できる教育の場に関する正確な情報を保護者に提供することが必要です。ホームページへの掲載やパンフレットの配布、保護者への研修の機会の提供等、様々な情報を保護者が理解しやすい表現で示し、また、特別な教育的対応の必要性について保護者が判断できるような配慮が必要です。こうした相談を経て就学相談に当たっては、あらかじめ保護者・本人に対して就学に関するガイダンス（就学相談の流れや今後の予定等の説明）を行うことで、その後の相談を円滑に進めることができます。就学先の決定は保護者にとって最大の関心事項の一つであり、より具体的な情報を提供する必要があります。学校との連携や協力を十分に図りながら、保護者が小・中学校や特別支援学校それぞれの学校での学習内容や教育の方法等を具体的に理解できるように、学校見学や体験入学の機会を積極的に活用することを働きかけることも大切です。

A 相談場面での配慮

我が子に障害があると診断され、そのことが初めて伝えられたとき、多くの保護者は動揺を見せます。保護者がその心の葛藤を克服し、解決への努力を続け、やがて子どもの障害を理解していくには、相談担当者が果たす援助者としての役割は非常に重要です。したがって、相談担当者は、保護者の心情や意識を共感的に理解することに努め、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要です。また、保護者に対し、子どもの可能性を伸長する教育環境や教育内容・方法について、適切な指導助言を行うことも必要になることから、特別支援教育の内容や子どもの発達段階に応じた学習課題等について、具体的なアドバイスができる十分な知識と経験があるとともに、保護者自身が適切に判断することができるよう、支援者の姿勢に徹することが大切です。

相談の場面では、その後の適切な教育・支援の方向性を話し合うことが目的であり、教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者と共に合意形成を図っていくことが求められます。

相談の場面では次の点に配慮が必要です。

- ① 相談担当者は保護者に対し、相談内容について守秘義務があることを告げ、プライバシーが保護されることを明確にすること。
- ② 保護者が心を開いて話せる環境づくりに努めること
- ③ 相談が単なる質問や調査に終わらないよう、保護者の教育に対する意向等に十分耳を傾け、適切な情報提供と説明をすること。
- ④ 保護者に不安感や不快感を与えるような対応をしないこと。また、必要以上の期待感を抱かせるといった誤解を生じさせないように配慮すること。

Q-12 就学に関する教育委員会の役割

就学相談・支援において、市町村教育委員会と県教育委員会の役割はどのようになっているのでしょうか。

A 密接な連携を図る

就学相談・支援を適切に行うためには、その役割を担っている市町村教育委員会と県教育委員会が密接に連携を図りながら進めていくことが必要です。

市町村教育委員会の役割

- ① 障害のある児童生徒の実態把握と資料の整備（関係機関との連携）
- ② 就学相談の実施並びに県教育委員会が実施する教育相談活動への協力
- ③ 就学に関する資料の作成
- ④ 教育支援委員会（仮称）の開催
- ⑤ 管轄の小・中学校の校内教育支援委員会（仮称）などとの連携
- ⑥ 教育機関への措置（小・中学校への教育措置）
- ⑦ 県教育委員会への資料提出
- ⑧ 特別支援学校対象者（認定特別支援学校就学者）の就学事務
（対象者の通知を県教育委員会に提出）
- ⑨ 就学義務猶予又は免除の措置
- ⑩ 就学相談体制の強化と社会啓発活動

県教育委員会の役割

- ① 就学相談・支援についての基本方針の作成
- ② 就学相談・支援に関する資料の作成及び配付
- ③ 各市町村教育委員会との連絡調整
- ④ 就学指導地区別担当者会の開催
- ⑤ 就学指導地区別連絡協議会の開催
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒の教育相談活動の実施
- ⑦ 障害のある児童生徒の実態把握（各調査の実施）
- ⑧ 秋田県障害児就学審議会の開催
- ⑨ 特別支援学校対象者（認定特別支援学校就学者）の学校指定
（県立特別支援学校への就学事務）
- ⑩ 市町村教育委員会での就学判断が困難なケースへの指導助言

Q-13 転学等の手続

転学等の手続について、これまでの手続と違いがあるのでしょうか。

A 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

改正された学校教育法施行令では、これまで小学校もしくは特別支援学校小学部入学の際に義務付けられていた、保護者及び専門家の意見聴取の機会を、中学校又は特別支援学校中学部へ新たに就学する場合や学年途中の転学等の場合にも義務付けています。就学時に決定した「学びの場（就学先）」は固定したものではありません。就学後も継続的に教育相談・指導を行い、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すことが必要です。なお、小・中学校と特別支援学校間の転学についても、学校教育法施行令第18条の2により、保護者及び専門家からの意見聴取を行う必要があります。

Q-14 市町村教育支援委員会（仮称）の活動

市町村の教育支援委員会（仮称）の主な仕事の内容はどのようなものですか。また、委員にはどのような人をお願いすればよいのでしょうか。

A 市町村教育支援委員会（仮称）

平成25年10月の文部科学省通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」では、市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」は、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から以下のように機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会（仮称）」といった名称とすることが適当であるとされています。

拡充が必要な機能

- ① 障害のある子どもの情報を、早期から継続的に把握すること
- ② 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと
- ③ 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の支援計画の作成について助言を行うこと
- ④ 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと
- ⑤ 教育委員会と保護者の意見が一致しない場合、第三者的な立場から調整を行うこと
- ⑥ 就学先の学校に対し適切な情報提供を行うこと
- ⑦ 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと
- ⑧ 「合理的配慮」について、提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言すること

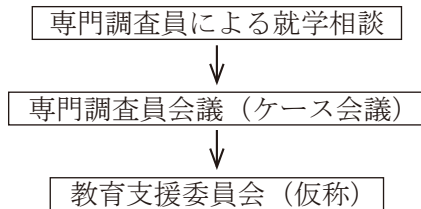
A 専門性の高い人材の配置

就学先の検討に当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要です。そのため、教育支援委員会（仮称）には、教育学、医学、心理学それぞれの専門家や幼稚園・保育所等、障害児通所支援施設、放課後等デイサービス、児童相談所の職員等、専門性の高い人材を配置することが必要です。また、単に就学期のみでなく、それ以前の早期からの教育相談等を通じ、保護者に寄り添える人選が行われることが重要です。

Q-15 専門調査員の役割

教育支援委員会（仮称）には、専門調査員をおく方がいいと言われておりますが、専門調査員の主な仕事の内容はどのようなものでしょうか。

A 必要で正確な資料の作成



専門調査員の主な役割は、教育支援委員会（仮称）のための資料を作成することです。教育支援委員会（仮称）に必要な資料としては、医師の診断書、心理判定、行動観察に関する資料の他、保護者との面談により得られる資料が重要になります。

保護者との面談では、行動観察の結果の解釈や発達上の問題点と課題の整理、生育歴及び幼稚園、保育所、通園施設等での成長の様子を聴取し、今後の指導についてアドバイスします。

また、教育の場についての保護者（両親や家族）の意見の確認を行うとともに、必要に応じて特別支援教育に関する適切な情報・資料を提供し、保護者が就学について適切な判断ができるように援助します。

さらに、専門調査員は、子どもの実際の保育場面での行動観察を行うなどし、正確な資料作成に必要な情報を収集し整理します。相談後、専門委員会によるケース会議をもち、個々の資料の整備をし、教育支援委員会（仮称）に提出する資料を作成します。

どうしても保護者との意見の一致が見られない場合は、相談を継続し、保護者が納得するよう教育相談を行うといった、息の長いアプローチが必要となります。

Q-16 校内の教育支援体制の整備

障害のある児童生徒に対する、校内の教育支援体制の整備について教えてください。

A 校内教育支援委員会（仮称）の役割

小・中学校では、関係職員による校内教育支援委員会（仮称）を設置し、常に市町村教育支援委員会（仮称）と連携して、該当児童生徒の諸調査や教育相談等を行って、教育支援の充実を図る必要があります。

平成25年10月4日付け通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」では、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができる、と記載されています。校内の教育支援委員会（仮称）では、就学した後も継続的に適切な教育相談が講じられるよう配慮し、教育支援の充実とともに当該児童生徒の障害の状態の変化や適切な指導や支援を行う場についても検討を行う必要があります。その際、校内の特別支援教育コーディネーターを中心とした関係者がチームとなり、十分な観察や資料を準備して当該児童生徒にとって最も適切な支援が提供できる場を慎重に判断しなければいけません。保護者との教育相談においては、これまでの教育相談（就学相談）に関わった関係者と連携を取りながら、それぞれの「学びの場」における教育について理解してもらうよう話を進めていくことが大切です。事前に関係者の間で十分に話し合い、児童生徒の将来に対する見通しをもちながら教育相談を適切に進めていくことが重要です。

なお、障害の状態や教育環境に変化が生じた場合には速やかに対応することが重要です。

A 県の障害児就学審議会の役割

秋田県では、教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児児童生徒の就学について審議するため「秋田県障害児就学審議会」を置いています。

その役割は次のとおりです。

- ① 特別支援学校の学校指定や特別支援学校に在籍している児童生徒の転学等について、専門的な立場で調査及び審議を行い、教育委員会に助言する。
- ② 市町村の教育委員会と保護者等との合意形成や総合的な判断が難しい場合について、専門的な見地から助言を行う。
- ③ 特別支援学校に就学した児童生徒に対する継続的な教育相談・指導等、就学後の一貫した支援について助言を行う（「学びの場」の変更等）。
- ④ 市町村の教育委員会に必要な支援を行う。例えば、市町村の教育委員会が十分な専門家が確保できない等の理由により適切な就学先決定の判断に支障をきたすことのないように、専門家の派遣等を行う。

Q-17 県内の特別支援学校と特別支援学級の現状

県内の特別支援学校や特別支援学級の現状はどのようになっていますか。

A 特別支援教育の対象となる児童生徒

特別支援教育の対象となる児童生徒の障害の程度については、特別支援学校は学校教育法施行令第22条の3に、特別支援学級、通級指導教室については、平成25年10月の文部科学省通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」に示されています（表-2 P17）。しかし、就学先決定に際しては障害の状態のみでなく、教育上必要な支援の内容や地域における教育の体制の整備状況、本人・保護者の意見等を総合的に判断することが必要です。

A 県内の特別支援学校

県内に設置されている特別支援学校は、表-3（P18）のとおりです。

特別支援学校においては、その幼稚部、小学部、中学部及び高等部において、それぞれ幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を身に付けることを目標として、一人一人に応じた教育が行われています。

また、障害の状態が重度化したり重複化したりしているため、就学可能であるが障害の程度・身体上の理由で通常の通学が困難な子どもについては、特別支援学校から教員を家庭や病院に派遣して指導を行う「訪問教育」が行われています。

表-2 特別支援学校と特別支援学級、通級による指導の対象者（障害の種類及び程度）

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難なもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のも	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
(及び病弱者、身体虚弱者)	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
多動性・注意欠陥障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
	学校教育法施行令第22条の3より	障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）平成25年10月 文部科学省より	

表-3 秋田県内の特別支援学校一覧

(設置学部等は平成26年度)

対応する 主障害	学 校 名	設置学部	訪問教育	寄宿舎	児童施設等	住 所
視覚障害	県立盲学校	幼・小 中・高・専		有		〒010-1407 秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-127 TEL 018(889)8571
聴覚障害	県立聾学校	幼・小 中・高・専		有		〒010-1407 秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-127 TEL 018(889)8572
肢体 不自由	県立秋田きらり 支援学校	小・中・高	有		県立医療 療育センター	〒010-1407 秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-127 TEL 018(889)8573
知 的 障 害	県立比内養護学校	小・中・高		有		〒018-5741 大館市比内町達子字前田野1-2 TEL 0186(55)2131
	〃 かづの分校	小・中・高			東山学園	〒018-5201 鹿角市花輪字案内2 TEL 0186(22)0253
	〃 たかのす分校	小・中・高	有		吉野学園	〒018-3452 北秋田市七日市字家向49の内 TEL 0186(66)2128
	県立能代養護学校	小・中・高		有		〒016-0005 能代市真壁地字トメキ沢135 TEL 0185(55)0691
	県立養護学校 天王みどり学園	小・中・高	有			〒010-0101 湯上市天王字追分西27-18 TEL 018(870)4611
	県立栗田養護学校	小・中・高		有	高清水園 若竹学園	〒010-1621 秋田市新屋栗田町10-10 TEL 018(828)1162
	県立ゆり養護学校	小・中・高		有		〒015-0885 由利本荘市水林456-3 TEL 0184(27)2630
	道川分教室 (病弱)	小・中・高 (訪問教育 対象)	有		国立病院機構 あきた病院	〒018-1301 由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40 TEL 0184(62)6136
	県立大曲養護学校	小・中・高	有	有		〒014-0072 大仙市大曲西根字下成沢122 TEL 0187(68)4123
	せんぼく 分教室	小・中	有			〒014-0311 仙北市角館町田町上丁69-1 角館児童館内 TEL 0187(42)8568
県立横手養護学校	小・中・高	有		阿桜園	〒013-0064 横手市赤坂字仁坂105-1 TEL 0182(33)4166	
県立稲川養護学校	小・中・高	有		やまばと園	〒012-0104 湯沢市駒形町字八面寺下谷地33-2 TEL 0183(42)4424	
秋田大学 教育文化学部附属 特別支援学校	小・中・高				〒010-0904 秋田市保戸野原の町7-75 TEL 018(862)8583	

※県立特別支援学校では、教育相談や体験入学を通して、対応する主障害の他、他障害を併せ有する児童生徒も受け入れています。

A 県内の特別支援学級

特別支援学級は、小・中学校に置かれている学級です。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の学級があります。基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われていますが、子どもの実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にするなど特別の教育課程も編成できるようになっています。

県内の特別支援学級の現状は、表－４のとおりです。

表－４ 秋田県内の特別支援学級の現状 (平成26年5月1日現在)

	小 学 校		中 学 校		合 計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数
知 的 障 害	158	389	90	195	248	584
肢 体 不 自 由	25	29	10	10	35	39
病弱・身体虚弱	9	9	7	9	16	18
弱 視	7	7	1	1	8	8
難 聴	20	20	8	11	28	31
言 語 障 害	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	107	193	52	77	159	270
合 計	326	647	168	303	494	950
前 年 比	+5	-14	+18	+25	+23	+11

Q－18 「通級による指導」の制度と現状

「通級による指導」とはどのような制度でしょうか。また、県内の「通級による指導」の現状はどのようになっていますか。

A 県内の通級による指導

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行い、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」などで行う教育の形態です。

通級指導教室の教育課程は、障害の状態の改善又は克服をねらいとする「自立活動」を中心とし、特に必要があるときは、各教科の補充指導を含めて、小・中学校の教育課程に加えるか又はその一部を替えて編成することになっています。授業時数は、一人週当たり1～8単位時間を標準とし、学習障害及び注意欠陥多動性障害等に該当する児童生徒については月1単位時間～週8単位時間を標準としています。

県内には、表－５（P20）のとおり、主に言語障害や学習障害・注意欠陥多動性障害を対象とする通級指導教室が小・中学校29校に設置されています（平成26年5月1日現在）。

また、通級指導教室以外でも、知的障害を除く特別支援学級や、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱に対応する特別支援学校においても、指導体制を工夫するなどの配慮により通級による指導を受けることが可能です。

表-5 秋田県内の通級指導教室一覧

(平成26年5月1日現在)

	通級指導教室設置校		主に 言語障害対象	主に LD, ADHD対象
県 北	○鹿角市立花輪小学校	0186-22-0291 (直)	○	
	◎大館市立桂城小学校	0186-42-4910 (直)	○	○
	大館市立扇田小学校	0186-55-0043	○	
	大館市立第一中学校	0186-42-4177		○
	◎北秋田市立鷹巣小学校	0186-62-9814 (直)	○	○
	北秋田市立鷹巣南中学校	0186-63-2255		○
	◎能代市立湊城南小学校	0185-52-0468 (直)	○	○
	能代市立第四小学校	0185-52-3239		○
県 央	◎男鹿市立船川第一小学校	0185-24-3231	○	
	潟上市立大豊小学校	018-877-2068		○
	秋田市立土崎小学校	018-845-3271	○	○
	秋田市立中通小学校	018-833-5999 (直)	○	○
	秋田市立桜小学校	018-836-6671		○
	秋田市立旭南小学校	018-862-5977 (直)	○	
	◎由利本荘市立鶴舞小学校	0184-22-3558 (直)	○	○
	由利本荘市立矢島小学校	0184-56-2069		○
	にかほ市立象潟小学校	0184-43-2334	○	
	にかほ市立仁賀保中学校	0184-36-2121		○
山王中学校 (秋田市教育研究所)	018-865-2532 (直)		○	
県 南	◎大仙市立花館小学校	0187-63-1022	○	○
	大仙市立大曲中学校	0187-63-2222		○
	○仙北市立角館小学校	0187-54-2190 (直)	○	○
	仙北市立生保内小学校	0187-43-0243	○	
	仙北市立角館中学校	0187-53-2411		○
	美郷町立六郷小学校	0187-84-1009		○
	◎横手市立朝倉小学校	0182-32-6070	○	○
	横手市立横手北中学校	0182-38-8600		○
	◎湯沢市立湯沢西小学校	0183-72-5150	○	○
	湯沢市立湯沢南中学校	0183-73-5145		○
計	29校		16教室	23教室

○印は、秋田県特別支援教育地域センター設置校

◎印は、秋田県特別支援教育地域センター設置校、特別支援教育アドバイザー勤務校

(直)は、通級指導教室の直通電話

IV 障害の特性と就学相談

Q-19 視覚障害

視覚に障害のある子どもへの教育的対応や就学相談の留意点にはどのようなことがありますか。

A 視覚に障害のある子どもの教育

子どもの目の障害に気付いたら、できるだけ早く眼科医の診断を受けるとともに、視覚障害教育の専門機関に相談することが大切です。

視覚に障害のある子どもについては、その障害を早期に発見し、障害の状態に応じて、触覚や聴覚を活用した指導や見えやすい条件を整えるなど、個々に応じた特別な配慮のもとに、早期からの系統的な指導を行うことが必要です。

本県の視覚障害に対応する特別支援学校は、秋田市にある県立盲学校です。

盲学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科、保健医療科）、高等部専攻科（医療科、保健医療科、生活情報科）があります。ここでは、点字や拡大鏡等による読み書きの学習や物に触れて観察したり、耳から多くの情報を得たりする方法によって、小・中学校、高等学校に準ずる教育を行っています。視能訓練士（ORT）も配置されており、一人一人の見え方の実態把握をきめ細かく行い、指導をしています。幼稚部においては早期教育に力を入れている他、教育相談にも応じています。なお、盲学校には、通学が困難な児童生徒のために寄宿舎が置かれています。

また、県内3地区（大館、大仙・仙北、横手・湯沢）にサテライト教室を開設し、全県規模で視覚障害児者の教育支援を行っています。

視覚障害が比較的軽い場合は、小・中学校の弱視特別支援学級で学習するか、あるいは通常の学級で教育を受けます。

Q-20 聴覚障害

聴覚に障害のある子どもへの教育的対応や就学相談の留意点にはどのようなことがありますか。

A 聴覚に障害のある子どもの教育

聴覚に障害のある子どもについては、早期からことばの習得を促す指導を行うとともに、一人一人の発達段階に応じたコミュニケーション活動を工夫し、ことばの面の力を更に伸ばす指導を行いながら、系統的な教科指導を行うことが大切です。

本県の聴覚障害に対応する特別支援学校は秋田市にある県立聾学校です。

聾学校では、補聴器を使ったきこえの学習や、音やことばを聞き分ける指導、相手の口の形や手話でことばを読みとる学習などを行いながら、小・中学校、高等学校に準ずる教育を行っています。

幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科、情報デザイン科、産業技術科）、高等部専攻科（情報デザイン科、産業技術科）があります。幼稚部においては、3歳からの早期教育に力を入れている他、3歳以前からの教育相談にも応じています。聴覚障害に気付いたら早期に教育相談を受けることがとても大切です。なお、聾学校には、通学することが困難な児童生徒のために寄宿舎が設置されています。

また、県北地区・県南地区（北秋田・仙北）の2か所にサテライト教室を開設し、全県規模で聴覚障害児の教育支援を行っています。

聴覚障害は比較的軽いものの、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の児童生徒は、難聴特別支援学級で学習します。

Q-21 知的障害

知的な発達に遅れのある子どもへの教育的対応や就学相談の留意点にはどのようなことがありますか。

A 知的障害のある子どもの教育

県内には、知的障害に対応する県立の特別支援学校が11校（2分校、1分教室含む）、国立の特別支援学校が1校あり、一人一人の実態に応じて、具体的な場面を通して身の回りのことを自分で処理したり、集団生活に参加したりする指導や生活に役立つことばや数などの指導をします。

中・高等部では、作業学習や現場実習などを通して、働く力や社会に参加する力を育てる指導も行っています。

就学相談の留意点としては、学校参観や学校公開等の様々な機会に、特別支援学校の実際の授業場면을参観したり教育相談を受けたりするなどして、特別支援学校の実際について保護者が正しい理解が得られるようにすることが大切です。

なお、通学することが困難な児童生徒のために、寄宿舎を設置している特別支援学校や障害児入所施設と隣接する特別支援学校があります。また、スクールバスを運行している学校もあります。

Q-22 肢体不自由

手足の不自由な子どもへの教育的対応や就学相談の留意点にはどのようなことがありますか。

A 肢体の不自由な子どもの教育

手足等に障害があり、教育上特別の配慮を必要とする子どものために、県内には、肢体不自由を主とした特別支援学校として県立秋田きらり支援学校があります。

県立秋田きらり支援学校では、小・中学校、高等学校に準ずる教育を行う他、看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）を配置し、障害の重い児童生徒一人一人の実態に対応した教育を行っています。また、県立医療療育センターに隣接し、主に入院の必要な児童生徒を対象とした教育を行っています。

なお、通学のために、車いすに乗ったまま乗り降りができるリフト付きのスクールバスを運行しています。

Q-23 病弱・身体虚弱

病気の子どもや体の弱い子どもへの教育的対応や就学相談の留意点にはどのようなことがありますか。

A 病気や体の弱い子どもの教育

病気の子どもや体の弱い子どもには、入院などによって遅れがちな学力を補い、積極性や社会性を促すとともに、自らの健康を回復させようと努力する意欲や態度を育てることが大切です。

そのような子どもの教育の場が、小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級です。

また、長期入院が必要な子どもへの学習支援のため、県立秋田きらり支援学校及び県立ゆり養護学校の教員が定期的に病院を訪問し指導に当たる訪問教育も実施しています。

国立病院機構あきた病院内には県立ゆり養護学校道川分教室があり、主に同病院に入院中の重度の障害のある児童生徒に対する訪問教育を行っています。

Q-24 言語障害

ことばに障害のある子どもへの教育的対応や就学相談の留意点にはどのようなことがありますか。

A ことばに障害のある子どもの教育

鼻から抜けるようなフガフガした発音をしたり、「からす」を「タラス」、「さかな」を「チャカナ」と発音したり、吃音があったり、単語だけで話したりことばが繋がらなかったりするなどの話し方に障害のある子どものために、秋田県では、主に言語障害を対象とする通級指導教室を小学校16校に設置しています。

このような子どもの就学相談に当たっては、障害の原因によりその対応が異なることに留意することが大切です。また、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を十分聴いた上で、言語障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行わなければなりません。

Q-25 自閉症、情緒障害

自閉症や情緒に障害のある子どもへの教育的対応や就学相談の留意点にはどのようなことがありますか。

A 自閉症や情緒に障害のある子どもの教育

県内の自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している子どもの多くは、自閉症の子どもです。自閉症の子どもには、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわる等の特徴が見られます。自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを高機能自閉症、知的発達の遅れを伴わず、かつ、言葉の遅れを伴わないものをアスペルガー症候群といい、これらは広汎性発達障害に分類されるものです。高機能自閉症やアスペルガー症候群の子どもの多くは通常の学級に在籍しています。

また、他人との意思疎通や対人関係の形成に困難があったり、主として心理的な要因による選択性かん黙等があり社会生活への適応が困難であったりする子どもの教育は、小学校や中学校に置かれている自閉症・情緒障害特別支援学級で行っています。なお、知的障害や肢体不自由等を併せ有する場合は、他障害種別特別支援学級や特別支援学校で教育を行います。このような子どもの就学相談に当たっては、一人一人の実態や教育的ニーズを十分に把握した上で就学先を選択する等、適切な対応を図ることが大切です。

Q-26 学 習 障 害

学習障害（LD）のある子どもへの教育的対応や就学相談の留意点にはどのようなことがありますか。

A 学習障害のある子どもの教育

学習障害（LD）とは、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すものです。

学習障害のある子どもは、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」などとみなされ、障害の存在が見逃されてしまいがちです。保護者や学校教育関係者が障害の特性に応じた指導や支援が必要であることを十分に認識し、低学年のうちから適切に対応することが必要です。

学習障害のある子どもに対しては、通常の学級において、必要に応じて適切な配慮をしつつ指導することが基本ですが、その障害の状態に応じて一部特別の指導が必要であると判断される場合は、通級による指導の対象となります。秋田県では、平成18年度より、主に学習障害や注意欠陥多動性障害を対象とする通級指導教室を設置しました。平成26年度は小・中学校23校（うち1教育研究所）に設置し、個々の障害の状態に応じた指導を行っています。

Q-27 注意欠陥多動性障害

注意欠陥多動性障害（ADHD）のある子どもへの教育的対応や就学相談の留意点にはどのようなことがありますか。

A 注意欠陥多動性障害のある子どもの教育

注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示すものです。

注意欠陥多動性障害のある子どもは、「故意に活動や課題に取り組むことを怠けている」あるいは「自分勝手な行動をしている」などとみなされ、障害の存在が見逃されてしまいがちです。保護者や学校教育関係者が障害の特性に応じた指導や支援が必要であることを十分に認識し、低学年のうちから適切に対応することが必要です。

注意欠陥多動性障害のある子どもは、通常の学級における学習に参加できるものの、個々の子どもの障害に応じた配慮が必要な場合や通級指導教室での特別の指導が必要になる場合があります。

V 就学事務手続

Q-28 就学事務手続上の留意点

障害のある子どもに関する就学事務手続に当たっては、どのような事項に留意して行うことが大切でしょうか。

A 就学事務手続の流れ

障害のある新入学児の就学事務手続とその手順は、次のように法令で定められています。就学事務の担当者は、これらの法令を熟知して、事務手続が円滑に進められるように事前の準備をしていくことが大切です。（P 26 図-2 参照）

(1) 学齢簿の作成

市町村の教育委員会は、10月1日現在においてその市町村に住所のあるすべての新入学者について、あらかじめ学齢簿を作成する。

（学校教育法施行令第2条、学校教育法施行規則第31条）

(2) 就学時の健康診断

市町村の教育委員会は、学齢簿が作成された後、翌学年の初めから四月前（11月30日）までに、就学時の健康診断を行う。なお、知能については、適切な検査によって知的障害の発見に努めること。

※ただし、就学に関する手続きに支障がない場合は、12月31日までの間に実施することが可能

（学校保健安全法第11条、学校保健安全法施行令第1条、学校保健安全法施行規則第3条）

市町村の教育委員会は、就学時の健康診断の結果に基づき、特別支援学校への就学相談等適切な措置をとることが義務づけられています。

(3) 認定特別支援学校就学者についての通知

市町村の教育委員会は、認定特別支援学校就学者（市町村教育委員会が、総合的な判断により特別支援学校に就学させることが適当と判断した者）について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前（12月31日）までに、その氏名及び特別支援学校に就学させる旨を通知しなければならない。

（学校教育法施行令第11条）

市町村の教育委員会は、教育支援委員会（仮称）の審議を経て、特別支援学校の対象者を決定し、教育措置に関する所見を記入して通知します。

(4) 就学通知

市町村、都道府県の教育委員会は、翌学年の初めから二月前（1月31日）までに、就学予定者の保護者に対し、それぞれ、小・中学校または特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

（学校教育法施行令第5条第1項、第14条第1項）

A 留意事項

障害のある子どもに関する就学事務の手續に当たっては、次の事項に留意して行うことが必要です。

(1) 障害のある子どもの把握について

障害のある子どもの就学事務手續を円滑に進めるためには、早期から各関係機関と連携を図ることが重要です。幼稚園・保育所等、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、就学前の支援機関、その他の医療、保健、福祉の関係機関等を対象に、就学に関する情報提供や各機関を通じた保護者への情報提供、各機関におけるケース会議への参加等を通し、就学相談の対象となる子どもの把握をします。

また、必要に応じて、県総合教育センターや県内の小学校に設置している特別支援教育地域センター（P10表-1、P19表-5 参照）での教育相談、また、県教育委員会が実施している「就学や教育に関する相談会」を積極的に活用し、信頼度の高い情報を収集することに努めます。

さらに、満5歳児（年中児）を対象とする健診や相談会等の実施により、支援機関を利用していない子どもや、支援の対象になっていない子どもの存在を把握することも重要です。

(2) 学齢簿の作成について

学齢簿は、就学の義務の発生、消滅、その他履行状況を把握するための最も基本的なものとなるので、慎重かつ正確に作成します。

(3) 就学時の健康診断について

就学時健康診断は、学校保健法施行規則第1条に定められた項目について、原則として11月30日まで行わなければなりません。なお、知能については、「適切な検査によって知的障害の発見に努め（学校保健法施行規則第3条）」ることになっています。適切な検査としては、医師等の専門家による面接や行動観察等があります。

就学時の健康診断を実施するに当たっては、上記のことに配慮し、事前に、障害のある子どもの保護者の希望等を聞くなどして、適切に対応しなければなりません。また、この健康診断の結果についても、あくまで就学相談の資料の一つとして、取扱いについて十分留意することが大切です。

(4) 特別支援学校への就学について

認定特別支援学校就学者の保護者に対しては、計画的かつ継続的な相談活動を実施し、正しい情報を提供するとともに、学校参観を行い、保護者自身が就学先を決定できるよう理解・啓発に努めます。

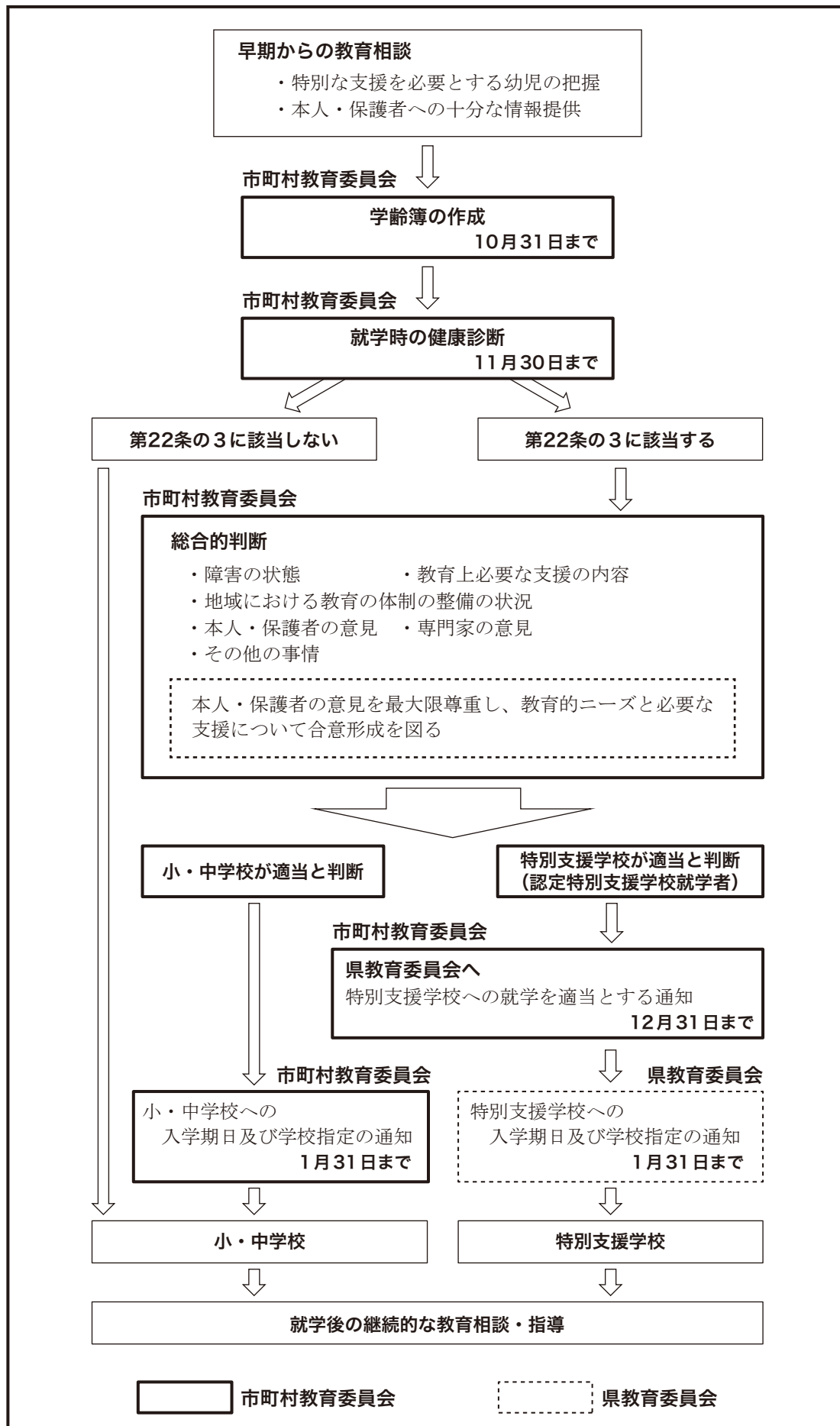
施設及び病院に隣接する特別支援学校へ就学予定の子どもの場合は、児童相談所の措置手続き、あるいは施設との契約が必要となります。保護者や市町村の福祉担当者等と十分に連絡をとる必要があります。

また、県教育委員会へ認定特別支援学校就学者について通知する場合は、事前に特別支援教育課の担当者と連絡、協議することが大切です。

(5) 年度途中での小・中学校と特別支援学校間の転学について

小・中学校と特別支援学校間の転学が行われる場合は、学校教育法施行令第18条の2により、保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければなりません。病院や施設への入院・入所に伴い、年度途中で小学校、中学校から特別支援学校へ転学する場合、教育支援委員会（仮称）による審議は必要不可欠です。その都度、教育支援委員会（仮称）を開催することが困難な状況であれば、個々の委員に意見を求めるなどして、必ず承認を得るようにしなければなりません。あわせて、県教育委員会への速やかな関係書類の送付も求められます。

図-2 就学事務手続の流れ

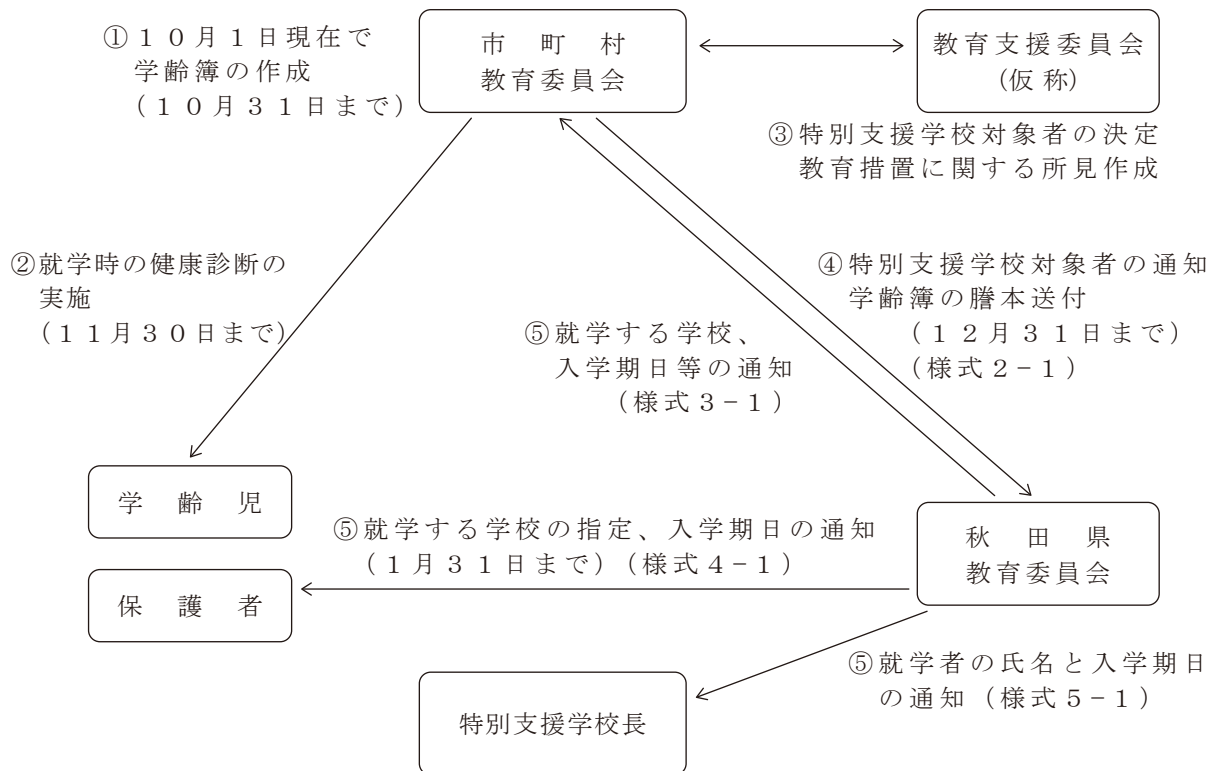


Q-29 新入学児童の就学事務手続

学齢に達した新入学児童が特別支援学校へ就学する場合の手続はどのように行われますか。

A 新入学児童の特別支援学校への就学

学齢に達した子どもの中で、特別支援学校へ就学する新入学児童の就学手続は、次のように行われます。



※矢印及び○の中の番号は手順を示し、同番号は同時であることを示す。以下同じ。

【留意点】

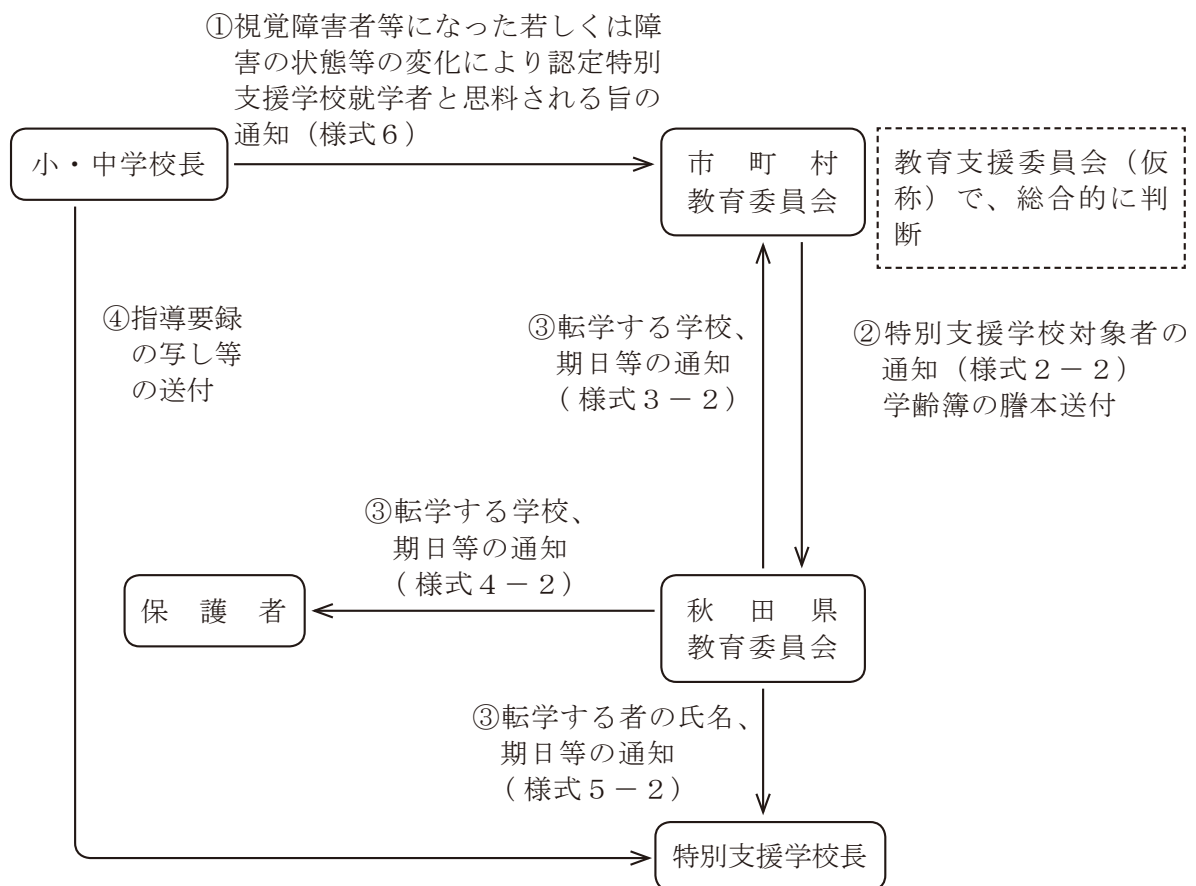
- (1) 市町村教育委員会は、早期に関係機関の協力を得て、当該市町村に住所のある障害のある子どもを把握し、教育相談を実施して、保護者に対して適切な就学に関する理解を得られるよう情報を提供する。また、県教育委員会と市町村教育委員会が開催する「就学や教育に関する相談会」への参加や就学することが適当と思われる学校の教育相談を受けるよう助言する。
- (2) 市町村教育委員会は、保健、福祉担当者等と十分連絡をとり、上記(1)の関係資料を整理し、市町村教育支援委員会(仮称)を開催して、障害の状態や教育上必要な支援の内容、本人・保護者の意見、専門家の意見、地域における教育の体制の整備の状況等を勘案し、特別支援学校対象者(認定特別支援学校就学者)であるかを判断する。
なお、市町村教育委員会は、保護者との合意形成がなされない場合や、就学先の判断が困難な場合は、県教育委員会に助言を求めることができる。(様式1)
- (3) 市町村教育委員会は、上記(1)の就学児について県教育委員会に通知する場合、事前に特別支援教育課の担当者に連絡し、十分に検討することが望ましい。
- (4) 特別支援学校対象者の通知(様式2-1)には、診断書又は障害者手帳の写し(就学する特別支援学校に該当する障害種であることが確認できるもの)を添付する。

Q-30 小・中学校から特別支援学校への転学事務手続

小学校又は中学校に在籍する児童生徒が県立の特別支援学校に転学する場合の事務手続はどのように行いますか。

小学校又は中学校に在籍する児童生徒が、学校教育法施行令第22条の3に示す視覚障害者等となった場合や障害の状態の変化等により、特別支援学校に就学させることが適当と思料される場合は、児童生徒の在学する小学校又は中学校の校長は速やかに市町村教育委員会に対しその旨を通知しなければなりません。市町村の教育委員会はその通知を受け、障害の状態や、教育上必要な支援の内容、本人・保護者の意見、専門家の意見、地域における教育の体制の整備の状況等を勘案し、引き続き小・中学校に就学させるか、特別支援学校に転学させるかを判断します。就学先の通知については次のような手順で進められます。なお、年度切り換えの転学については、新入学児童の就学事務手続と同様の日程で進められます。

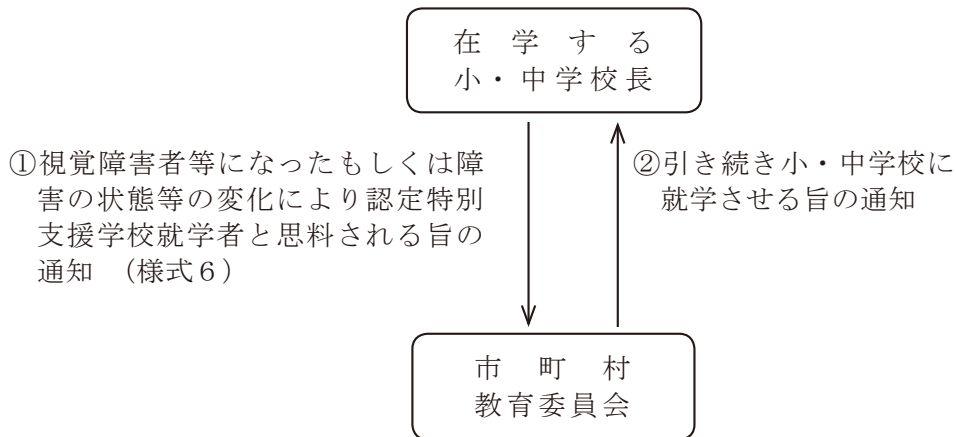
A 特別支援学校への転学が適切と判断した場合



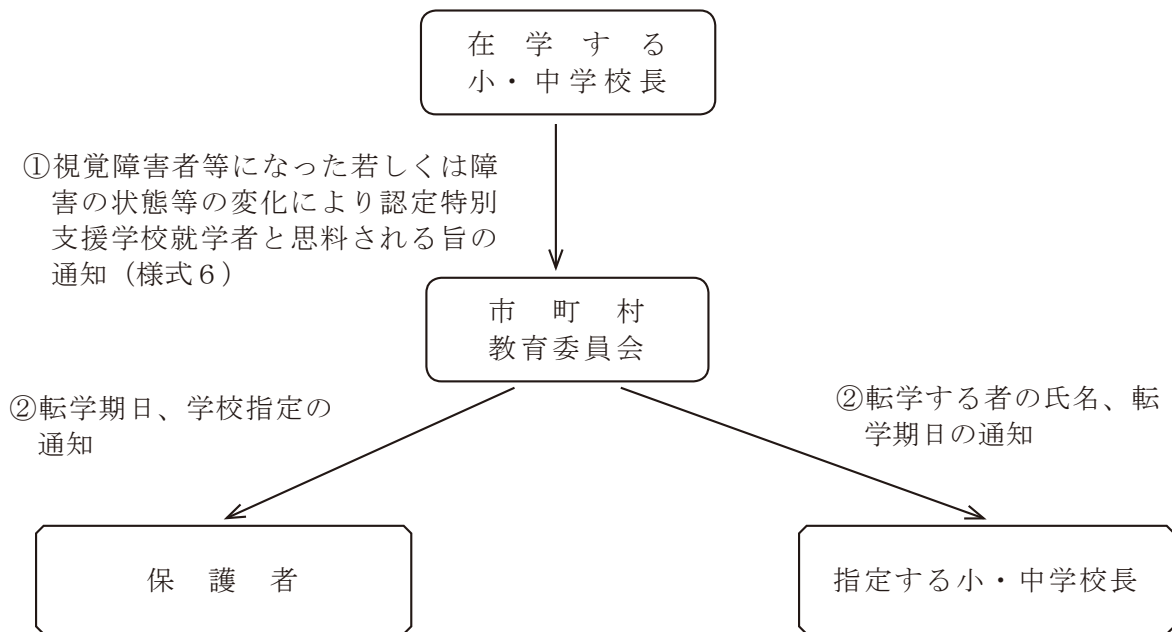
【留意点】

- (1) 該当児童生徒が、施設への措置入所や入院等の場合は、措置及び入院手続が先行するため、関係書類の速やかな取扱いが必要である。
- (2) 施設入所・入院等については、児童相談所の措置及び入所・入院手続が必要であることから、市町村教育委員会は、当該市町村の福祉担当者と連絡を取らなければならない。
- (3) 施設入所等のため、当該者の住所が変更した場合は、移転先の市町村教育委員会より特別支援学校対象者であることの通知を出さなければならない。
- (4) 他の都道府県の小・中学校から本県の特別支援学校に転学する場合は、転入先の市町村教育委員会より特別支援学校対象者であることの通知を出さなければならない。

A-2 引き続き小・中学校に就学させることが適当と判断した場合



A-3 引き続き小・中学校に就学させ、他校への転学が適当と判断した場合



【留意点】

- (1) A-2の場合 市町村教育委員会が、総合的に判断した結果、引き続き在学する小学校又は中学校に就学させると判断した場合、その旨を校長に通知する。
- (2) A-3の場合 市町村教育委員会が、総合的に判断した結果、他の小・中学校に転学して就学させることが適当と判断した場合、指定する小学校又は中学校の校長と保護者にその旨を通知する。

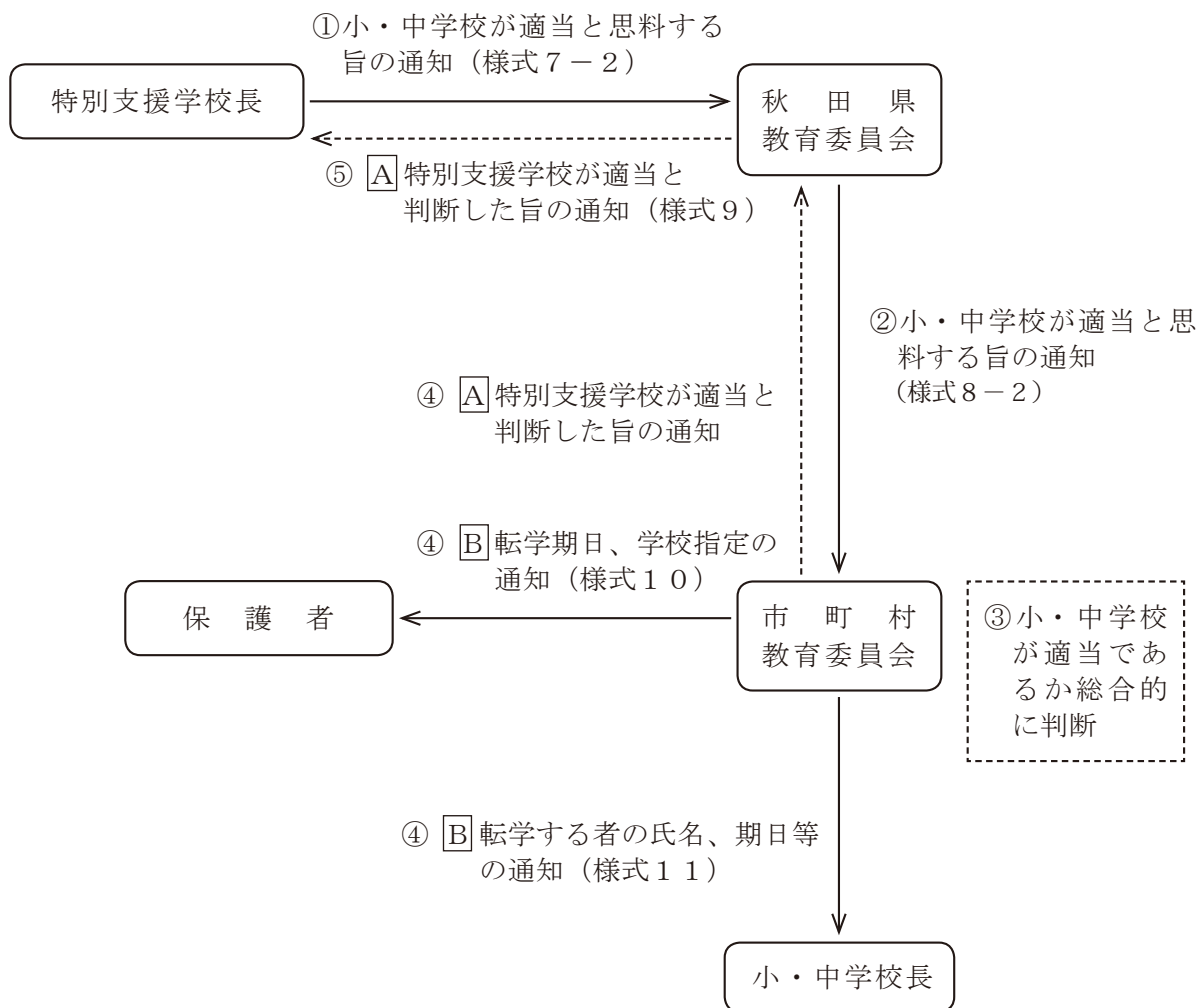
Q-31 特別支援学校から小・中学校への転学事務手続 ①

県立の特別支援学校に在籍している児童生徒が、小学校又は中学校に転学する場合の事務手続はどのように行いますか。

A 特別支援学校に在学する児童生徒が、障害の状態の変化等により、小・中学校への転学が適当と判断した場合

特別支援学校に在籍する児童生徒が、年度の切り換えや年度途中で、住所のある市町村の小学校や中学校に転学することが適当と判断された場合の事務手続は次のように行います。

なお、年度切り換えの転学については、新入学児童の就学事務手続と同様の日程で進めます。



【留意点】

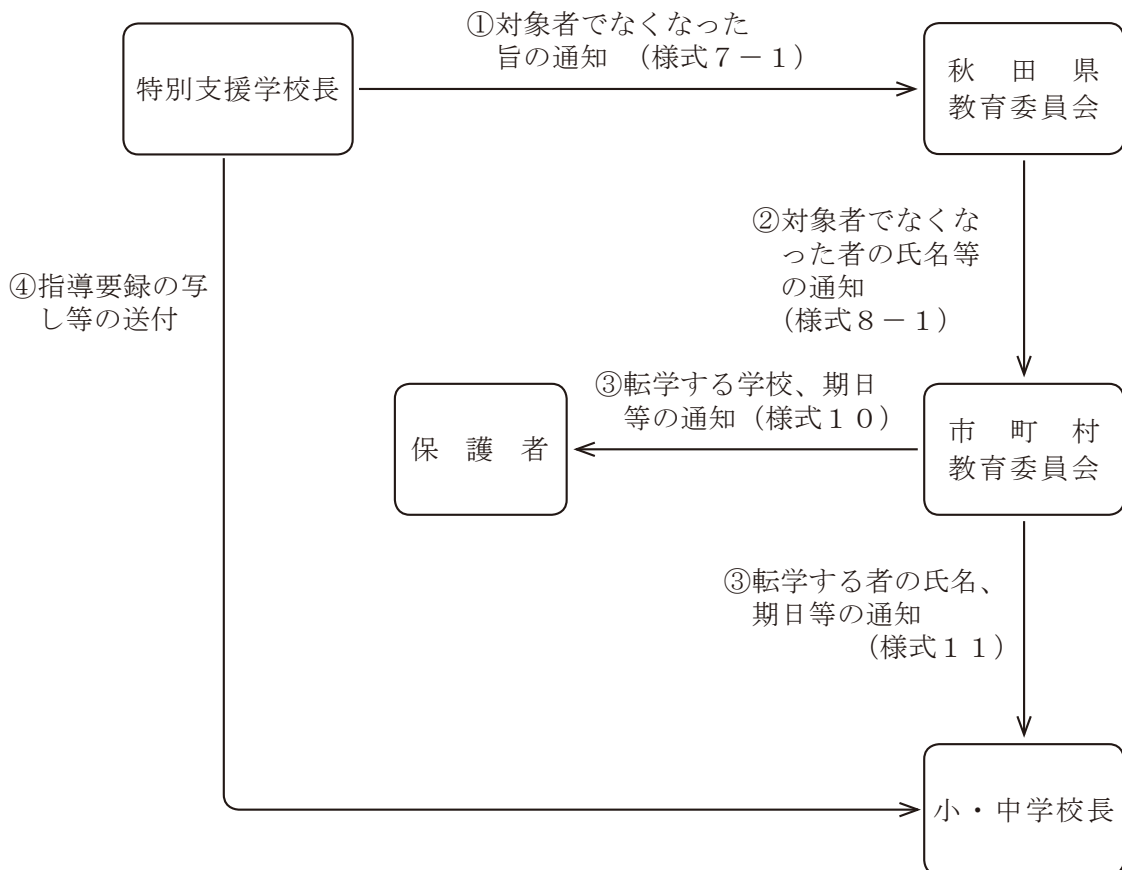
- (1) **A**の場合 市町村教育委員会が、総合的に判断した結果、引き続き特別支援学校に就学することが適当と判断した場合、その旨を秋田県教育委員会に通知する。
- (2) **B**の場合 市町村教育委員会が、総合的に判断した結果、小・中学校に就学することが適当と判断した場合、適切な小学校又は中学校を指定し、校長と保護者に通知する。

Q-32 特別支援学校から小・中学校への転学事務手続②

県立の特別支援学校に在籍している児童生徒が、小・中学校（前籍校等）に転学する場合の事務手続はどのように行いますか。

A 特別支援学校から小・中学校への転学

県立の特別支援学校に在籍する児童生徒が、障害や病気が回復し、小・中学校に転学する（前籍校に戻る）場合の事務手続は次のように行います。



【留意点】

- (1) 特別支援学校に在籍する学齢児童生徒で、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者でなくなった者があるとき、当該学校長は、速やかに県教育委員会に対しその旨を通知する。(様式7-1)
なお、この場合、その旨を証明するに足る関係書類（診断書等）を添付する。

Q-33 施設入所及び入院を伴う入学、転学

児童福祉施設や病院に入所・入院して特別支援学校や小・中学校に入学、転学する場合、どのような点に留意して事務手続を行えばよいでしょうか。

A 施設等の措置あるいは契約を伴う転学

施設入所や入院を伴う入学または転学は、児童相談所の措置手続、あるいは施設長との契約手続が必要となります。したがって、市町村教育委員会は、保護者や当該市町村の福祉担当者等と連絡をとり、関係書類の速やかな取り扱いが求められます。

また、年度途中の、施設等への入所・入院による転学についても同様の対応が求められます。

なお、施設入所のため当該児童生徒の住所を変更している、あるいは就学前から施設等に入所しているため住所がすでに変更になっている場合は、移転先の市町村教育委員会より特別支援学校対象者であることの通知を出すことになります。したがって、市町村教育委員会は、地域の施設等との連携を密にして、就学事務に遺漏のないように注意します。

県内の障害児入所施設等は、表-6のとおりです。

表-6 障害児入所施設等

(平成26年5月1日現在)

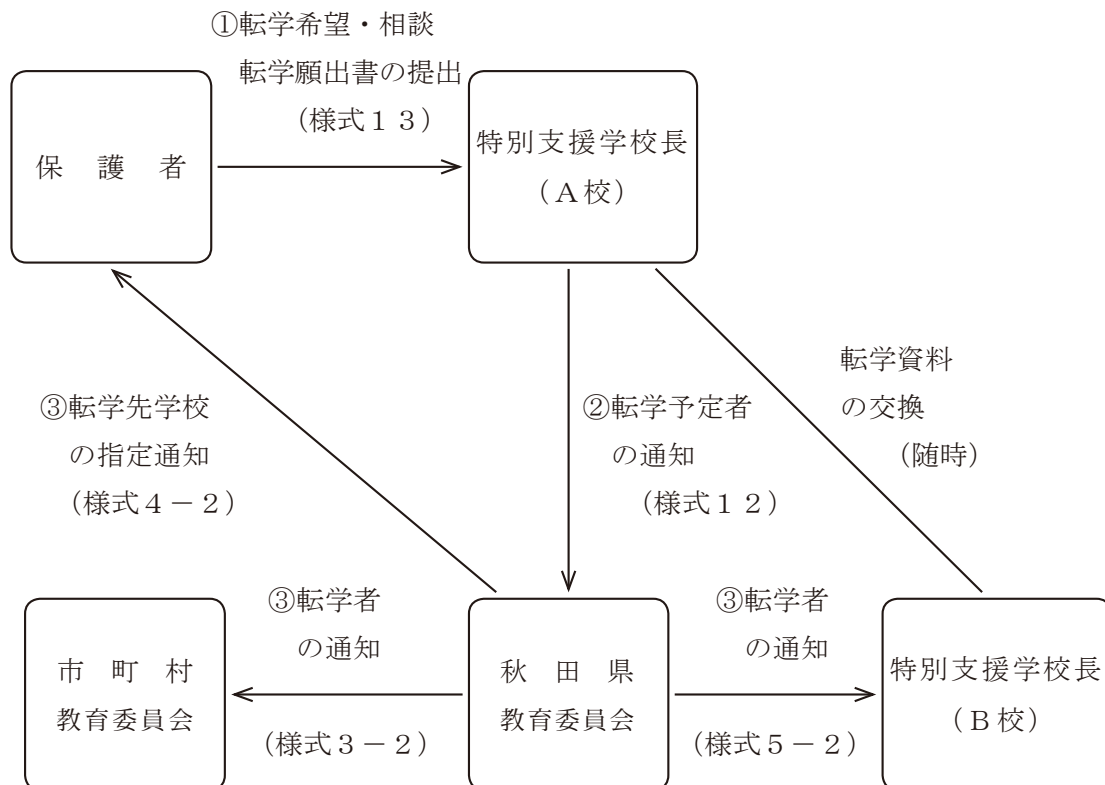
県立医療療育センター	018-826-8031	〒010-1407 秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-128
東山学園	0186-23-3021	〒018-5201 鹿角市花輪字案内58-8
大野岱吉野学園	0186-66-2300	〒018-3452 北秋田市七日市字家向46-1
高清水園	018-829-3577	〒010-1406 秋田市上北手猿田字苗代沢14-1
若竹学園	018-832-3484	〒010-0044 秋田市横森二丁目24-7
阿桜園	0182-32-6085	〒013-0064 横手市赤坂字仁坂105
やまばと園	0183-42-2141	〒012-0106 湯沢市三梨町字飯田二ツ森43
国立病院機構あきた病院	0184-73-2002	〒018-1301 由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40

Q-34 特別支援学校間の転学事務手続

県立の特別支援学校間で転学する場合の事務手続はどのように行いますか。

A 特別支援学校間の転学事務手続

県立の特別支援学校間の転学事務手続は、次のように行います。



【留意点】

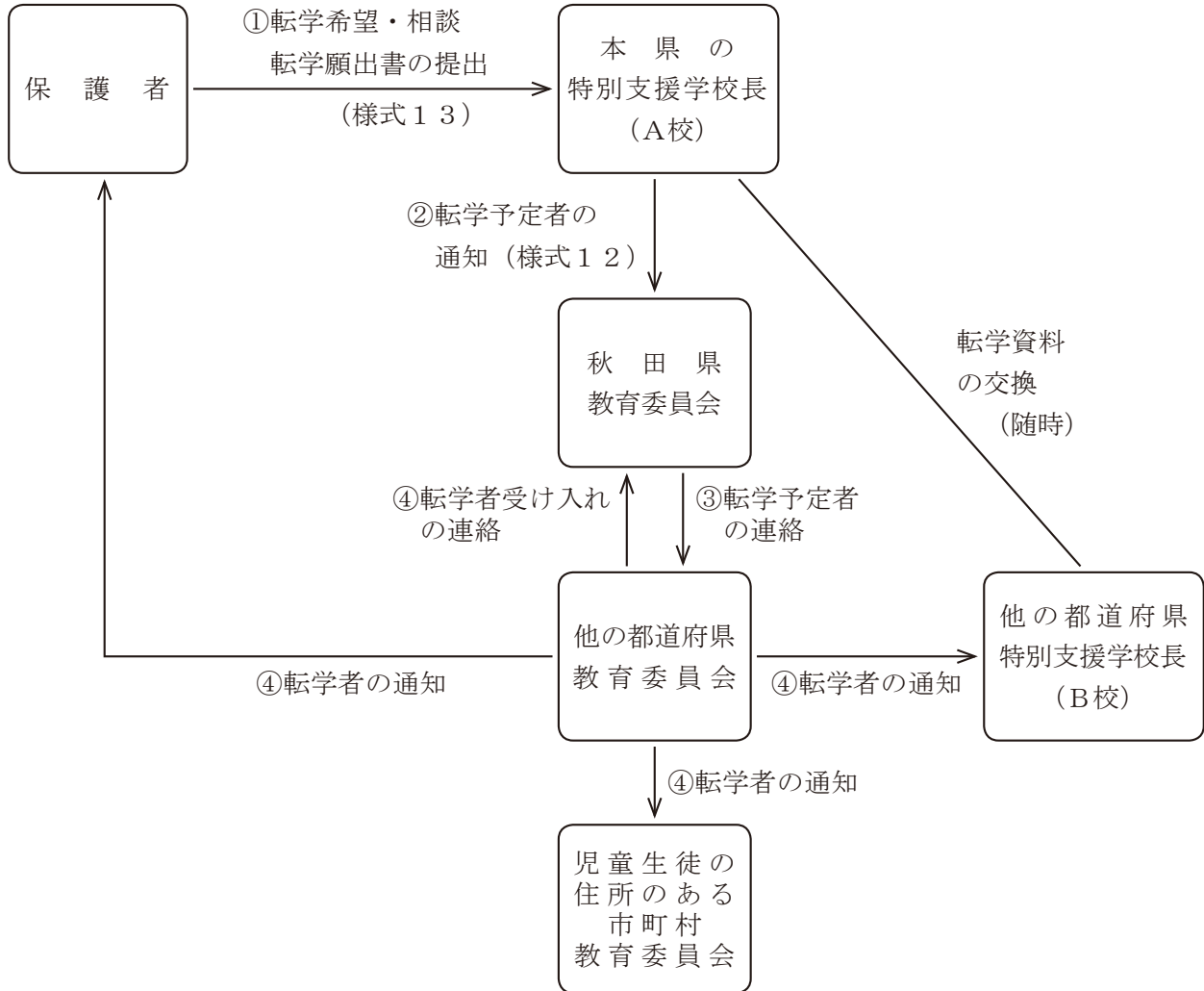
- (1) 保護者が転学を願い出た場合は、そのための相談を十分に行う。保護者は転学願出書を校長に提出する。(様式13)
- (2) 本校、分校間の転学届けの場合は、転籍扱いとし、転学と同様に県教育委員会に通知する。(様式12)

Q-35 他の都道府県の特別支援学校への転学事務手続

保護者の転居等により県外の特別支援学校へ転学する場合の事務手続はどのように行いますか。

A 他の都道府県の特別支援学校への転学事務手続

住所の移動が伴う他の都道府県の特別支援学校への転学事務手続は、次のように行います。



【留意点】

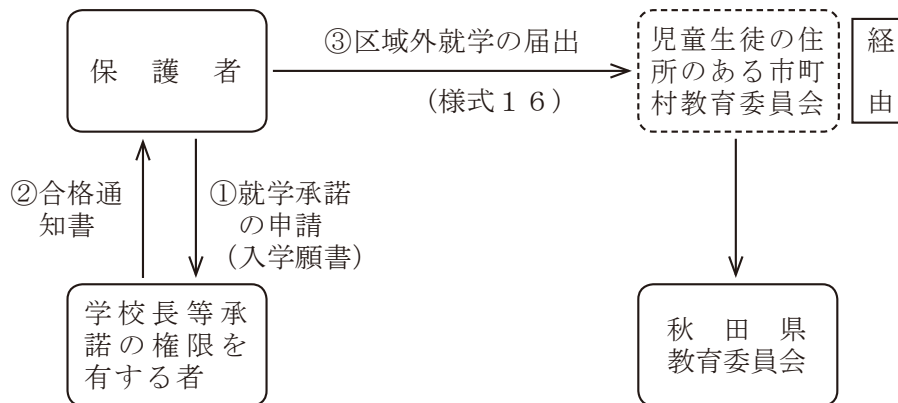
- (1) 保護者が転学を願い出た場合は、そのための相談を十分に行う。保護者は転学願出書を校長に提出する。 (様式13)
- (2) 当該特別支援学校長は、県内の特別支援学校間の転学と同様に秋田県教育委員会に通知する。 (様式12)

**Q-36 他の都道府県や国立の特別支援学校に就学する場合の事務手続
(区域外就学)**

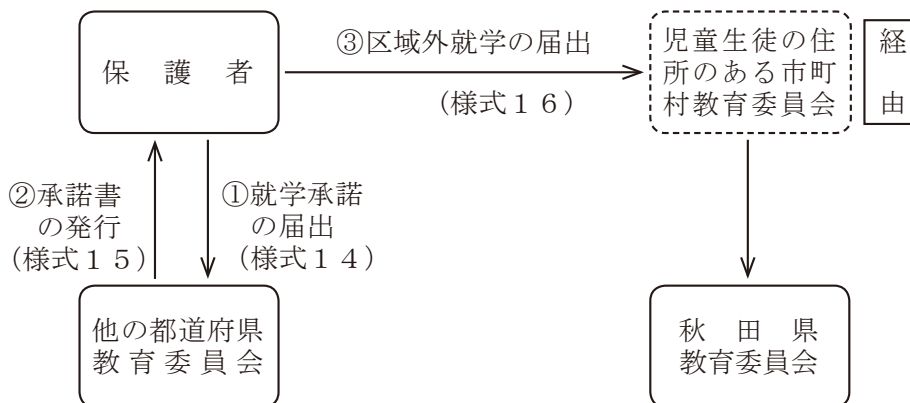
県立の特別支援学校に就学しないで、国立または他の都道府県の特別支援学校に就学する場合の事務手続はどのように行いますか。

A 国立の特別支援学校へ就学する場合

国立の特別支援学校へ就学する場合の事務手続は、次のように行います。



A 他の都道府県の設置する特別支援学校へ就学する場合



【留意点】

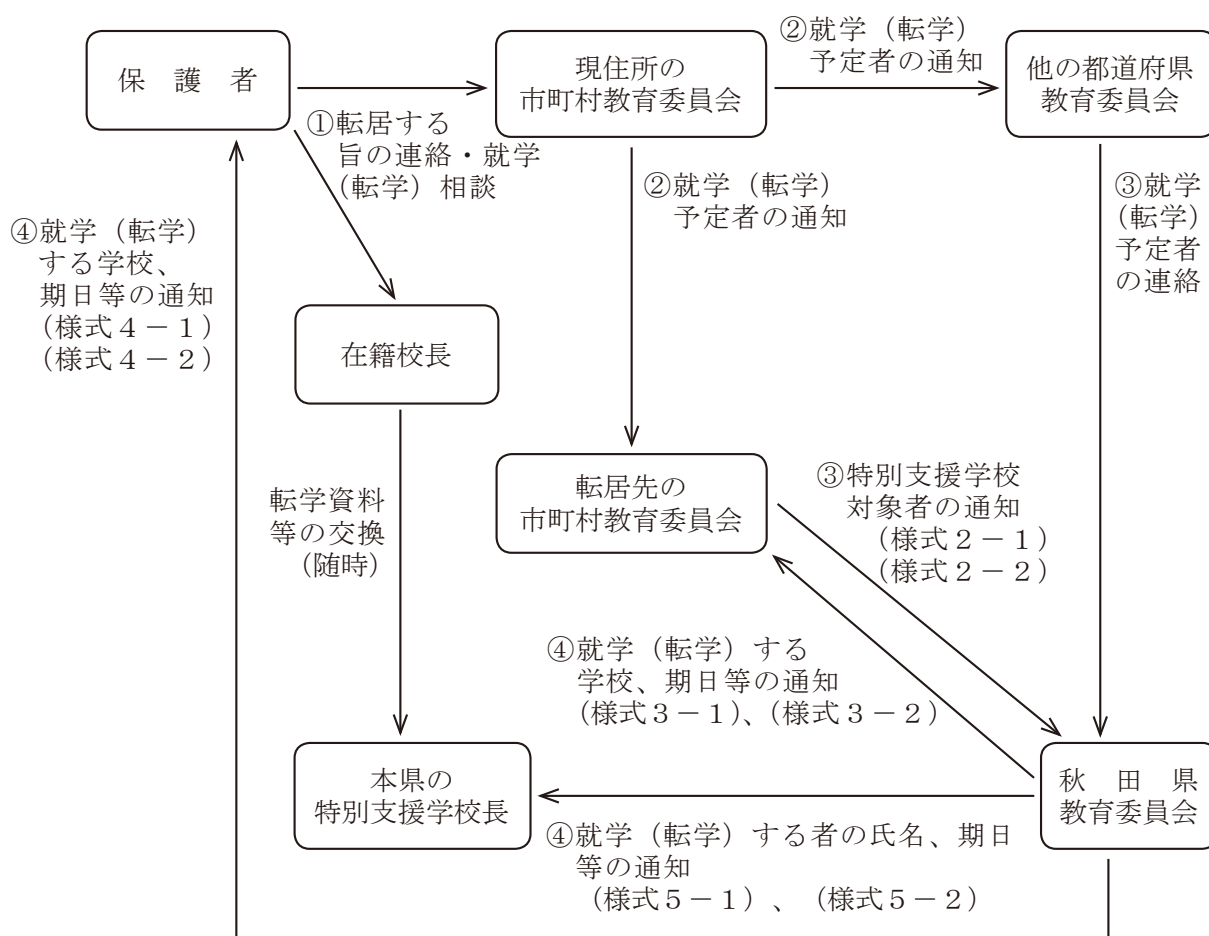
- (1) 保護者は、他の都道府県の教育委員会に、その設置する特別支援学校に就学させたい旨を願い出る。 **(様式14)**
- (2) 保護者は、(1)により就学することを認められた場合は、その承諾書を添付し、児童生徒の住所のある市町村教育委員会を経由して、秋田県教育委員会へ区域外就学届出書を提出する。 **(様式16)**
- (3) 区域外就学に該当すると考えられる場合、当該市町村教育委員会は県教育庁特別支援教育課と連絡をとり、事務手続が円滑に進められるようにする。

**Q-37 他の都道府県から本県の特別支援学校への就学（転学）事務手続①
（転居による就学（転学））**

他の都道府県の子どもが、転居により本県の特別支援学校に就学（転学）する場合の事務手続はどのように行いますか。

A 他の都道府県から本県の特別支援学校への就学（転学）

他の都道府県から本県に転居し、就学（転学）する場合は、転居先の市町村教育委員会において就学（転学）先を判断・決定します。就学（転学）先の判断・決定は通常の手続に準じて行います。転居先の市町村教育委員会が特別支援学校への就学（転学）を判断・決定した場合の手続は、次のように行います。



【留意点】

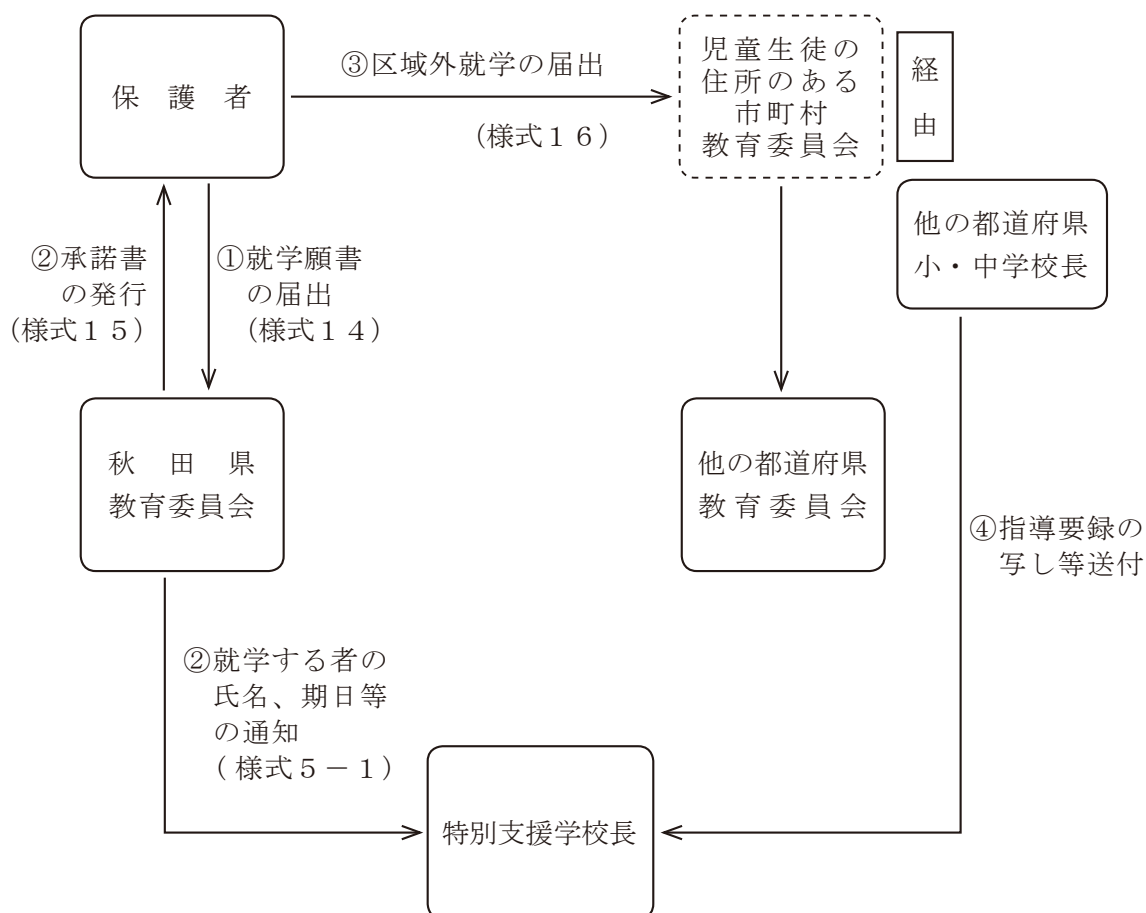
- (1) 転居先の市町村教育委員会は転居の連絡があった場合、転居前の市町村教育委員会と連絡を密にとるとともに、速やかに保護者との教育相談を行い、就学先を判断・決定する。

**Q-38 他の都道府県から本県の特別支援学校への就学（転学）事務手続②
（区域外就学）**

他の都道府県の子どもが、本県の特別支援学校に就学する場合の事務手続はどのように行いますか。

A 他の都道府県から本県の特別支援学校への就学（転学）

他の都道府県から本県の特別支援学校へ就学（転学）する場合の区域外就学については、次のように行います。



【留意点】

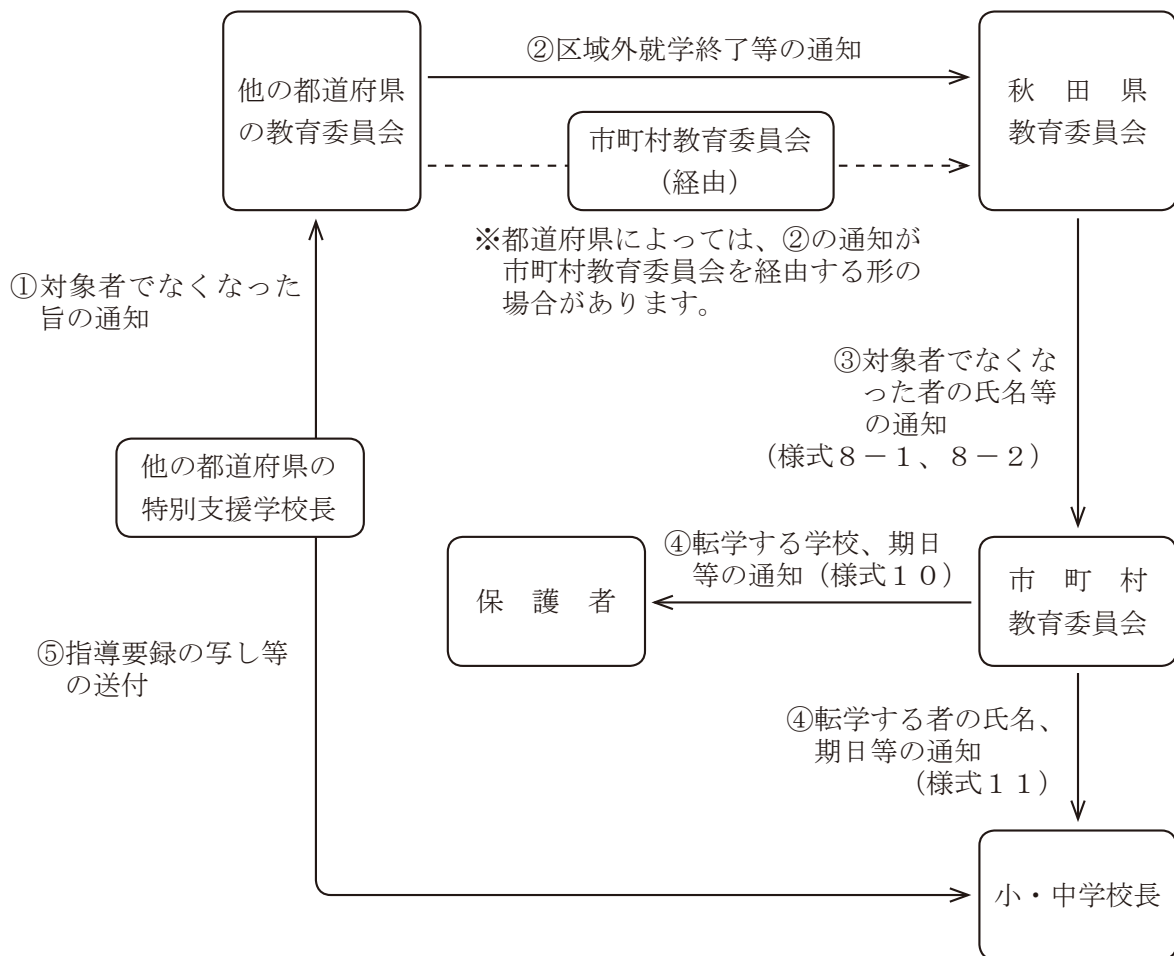
- (1) 保護者は、その児童生徒を本県の特別支援学校へ就学させる場合には、医師の診断書等、障害の程度などを証明するに足りる書類を添付し、秋田県教育委員会に就学を願い出る。**(様式14)**
- (2) 保護者は、秋田県教育委員会の承諾書**(様式15)**を添付し、児童生徒の住所のある市町村教育委員会を経由して、他の都道府県教育委員会へ区域外就学届出書を提出する。**(様式16)**

**Q-39 他の都道府県の特別支援学校から本県の小・中学校への転学事務手続
(区域外就学)**

他の都道府県の特別支援学校に在籍している児童生徒が、区域外就学終了により、本県の小・中学校（前籍校等）に転学する場合の事務手続はどのように行いますか。

A 区域外就学終了による小・中学校への転学

他の都道府県の特別支援学校に区域外就学している児童生徒で、障害や病気が回復したり施設を退所したりしたため、本県の小・中学校に転学する（前籍に戻る）場合の事務手続は次のように行います。



【留意点】

- (1) 秋田県教育委員会が他の都道府県の教育委員会等からその旨の連絡を受けた場合は当該市町村教育委員会に、当該市町村教育委員会が連絡を受けた場合は県教育庁特別支援教育課にそれぞれ連絡をとり、事務手続が円滑に進められるようにする。
- (2) 県外の特別支援学校長からその旨の連絡を受けた当該小・中学校長は、速やかに当該市町村教育委員会に、その旨を連絡する。

Q-40 就学事務手続に必要な書類

就学事務手続に必要な書類にはどのようなものがありますか。

A 就学事務手続に必要な書類（一覧）

就学事務手続に必要な書類は以下の一覧のとおりです。

様式	文書名等	作成者	提出先	頁
様式1	障害児の審議について（依頼）	市町村教委	県教委	4 3
様式2-1	障害のある児童生徒について（通知）※就学（小1）用	市町村教委	県教委	4 3
様式2-2	障害のある児童生徒について（通知）※転学・就学（中1）用	市町村教委	県教委	4 4
様式3-1	障害のある児童生徒の就学について（通知）	県教委	市町村教委	4 4
様式3-2	障害のある児童生徒の転学について（通知）	県教委	市町村教委	4 5
様式4-1	就学通知書	県教委	保護者	4 5
様式4-2	転学通知書	県教委	保護者	4 6
様式5-1	平成 年度児童生徒の就学について（通知）	県教委	特別支援学校	4 6
様式5-2	平成 年度児童生徒の転学について（通知）	県教委	特別支援学校	4 7
様式6	特別支援学校への転学について	小・中学校	市町村教委	4 7
様式7-1	障害のある児童生徒の転学について	特別支援学校	県教委	4 8
様式7-2	障害のある児童生徒の転学について	特別支援学校	県教委	4 8
様式8-1	児童生徒の転学について（通知）	県教委	市町村教委	4 9
様式8-2	児童生徒の転学について（通知）	県教委	市町村教委	4 9
様式9	障害のある児童生徒の就学について（通知）	県教委	特別支援学校	5 0
様式10	児童生徒の転学について	市町村教委	保護者	5 0
様式11	児童生徒の転学について	市町村教委	小・中学校	5 1
様式12	転学予定の児童生徒について	特別支援学校	県教委	5 1
様式13	転学願出書	保護者	特別支援学校	5 2
様式14	区域外就学願書	保護者	他都道府県教委・ 県教委	5 2
様式15	区域外就学承諾書	他都道府県教委・ 県教委	保護者	5 3
様式16	区域外就学届出書	保護者	他都道府県教委・ 県教委	5 3
様式17	就学義務猶予（免除）願	保護者	市町村教委	5 4
様式18	就学義務猶予（免除）許可通知書	市町村教委	保護者	5 4
様式19-1	個人調査書			5 5
様式19-2	個人調査書（健康・身体状況等）			5 6
様式19-3	個人調査書（教育（保育）に関する事項）			5 7
学齢簿の謄本				
診断書等	診断書又は障害者手帳の写し			

A 関係書類の流れ

就学事務手続に必要な関係書類の流れは以下のとおりです。

入学・転学等と関係書類	書類作成の流れ					
	保護者	小・中学校長	特別支援学校長	市町村教委	県教委	その他
1 新入学児童が特別支援学校に入学する場合 (P 2 8) ○特別支援学校対象者の通知 (様式 2-1) ○学齢簿謄本 ○個人調査書 (様式 19-1) ○健康・身体状況等 (様式 19-2) ○教育(保育)に関する事項 (様式 19-3) ○診断結果等の書類(診断書又は障害者手帳写し) ○就学通知書 (様式 4-1) ○児童生徒の就学の通知 (様式 3-1) ○児童生徒の就学の通知 (様式 5-1)				●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→	●→ ●→ ●→ ●→ ●→	
2 小・中学校から特別支援学校に転学及び中学部1年に入学する場合 (P 2 9) ○特別支援学校対象者の通知 (様式 2-2) ○学齢簿謄本 ○個人調査書 (様式 19-1) ○健康・身体状況等 (様式 19-2) ○教育(保育)に関する事項 (様式 19-3) ○診断結果等の書類(診断書又は障害者手帳写し) ○転学通知書 (様式 4-2) ○児童生徒の転学の通知 (様式 3-2) ○児童生徒の転学の通知 (様式 5-2)				●→ ●→ ●→ ●→ ●→ ●→	●→ ●→ ●→ ●→ ●→	
3 特別支援学校から小・中学校へ転学する場合 (P 3 1. 3 2) ○児童生徒の転学の通知 (様式 7-1、7-2) ○児童生徒の転学の通知 (様式 8-1、8-2) ○児童生徒の転学について (様式 10) ○児童生徒の転学について (様式 11)			●→	●→ ●→	●→ ●→	
4 県内の特別支援学校間で転学する場合 (P 3 4) ○転学願出書 (様式 13) ○転学予定者の通知 (様式 12) ○転学通知書 (様式 4-2) ○児童生徒の転学の通知 (様式 3-2) ○児童生徒の転学の通知 (様式 5-2)	●→		●→	●→ ●→	●→ ●→	

入学・転学等と関係書類	書類作成の流れ					
	保護者	小・中学校長	特別支援学校長	市町村教委	県教委	その他
5 県内の特別支援学校から他の都道府県の特別支援学校への転学の場合（P 35） ○転学願出書（様式13） ○転学予定者の通知（様式12） ○転学者予定者の連絡	●					
6 国立の特別支援学校へ区域外就学する場合（P 36） ○就学承諾の申請（入学願書） ○合格通知書 ○区域外就学の届出（様式16）	●					
7 他の都道府県の特別支援学校へ区域外就学する場合（P 36） ○区域外就学願書の届出（様式14） ○承諾書の発行（様式15） ○区域外就学の届出（様式16） ※都道府県によって通知が県教育委員会を経由する場合等があり、ケースにより異なる	●					
8 他の都道府県の特別支援学校から県内の特別支援学校への転学の場合（P 37） ○転学者の通知 ○転学者の通知（様式2-2） ○学齢簿謄本 ○診断結果等の書類（診断書又は障害者手帳写し） ○転学通知書（様式4-2） ○児童生徒の転学の通知（様式3-2） ○児童生徒の転学の通知（様式5-2）						
9 他の都道府県から本県の特別支援学校へ区域就学する場合（P 38） ○区域外就学願書の届出（様式14） ○承諾書の発行（様式15） ○区域外就学の届出（様式16） ○児童生徒の就学の通知（様式5-1）	●					
10 他県の特別支援学校から本県の小・中学校への転学の場合（P 39） ○区域外終了等の通知 ○児童生徒の転学の通知（様式8-1、8-2） ○児童生徒の転学について（様式10） ○児童生徒の転学について（様式11） ※都道府県によっては、区域外就学終了の通知が市町村を経由する場合がある。						

(様式 1)

文 書 番 号
平成 年 月 日

秋田県教育委員会教育長

(市町村) 教育委員会教育長 印

障害児の審議について (依頼)

秋田県障害児就学審議会運営要領第 4 条第 1 号の規定により、次の児童生徒の審議について、必要書類を添えて依頼します。

フリガナ 児童生徒氏名	生年月日	年齢	保護者氏名
依 頼 の 要 旨 (審議の理由)			

(注) 個人調査書 (様式 1 9 - 1 ~ 1 9 - 3) を添付すること。

(様式 2 - 1)

就学 (小 1) 用

文 書 番 号
平成 年 月 日

秋田県教育委員会教育長

(市町村) 教育委員会教育長 印

障害のある児童生徒について (通知)

学校教育法施行令第 1 1 条の規定により、次のとおり通知するとともに、学齢簿の原本を送付します。

児童生徒	フリガナ 氏 名	性別	
保護者氏名	平成 年 月 日生	年齢	歳 月
保護者住所	(〒 -) ※学齢簿と同じように「〇〇町〇番地〇号」と省略せずに記載すること	続柄	
障害の状況	※医師等の診断書がある場合は、「診断名」等を記載すること ※療育手帳の写しのみを添付する場合は、「知的障害」と記載すること		
教育措置に関する所見	※市町村教育委員会としての所見を記入する。 ※学校指定は県教育委員会が行うので学校名は記載しないこと。 ※記載例 ・知的障害に対応する特別支援学校への就学が望ましい。 ・肢体不自由に対応する特別支援学校への就学が望ましい。 ・聴覚障害に対応する特別支援学校への就学が望ましい。		

注 1 教育措置に関する所見欄には、市町村教育委員会としての判断を必ず記入すること。

注 2 学齢簿原本のほかに、個人調査書 (様式 1 9 - 1 ~ 1 9 - 3)、診断書又は障害者手帳の写しを添付すること。

(様式 2-2)

転学・就学(中1)用

文書番号
平成 年 月 日

秋田県教育委員会教育長

(市町村) 教育委員会教育長 印

障害のある児童生徒について (通知)

学校教育法施行令第11条の2(第12条)の規定により、次のとおり通知するとともに、学籍簿の謄本を送付します。

児童生徒	フリガナ氏名	性別	年齢	学籍	学年
保護者氏名	フリガナ氏名	性別	年齢	続柄	
保護者住所	(〒) ※学籍簿と同じように「〇〇町〇番地〇号」と省略せずに記載すること ※学籍簿と同様に「〇〇町〇番地〇号」と省略せずに記載すること				
在籍した学校・学年	立	学校	第	学年	
最終在籍年月日	平成	年	月	日	
障害の状況	※医師等の診断書がある場合は、「診断名」等を記載すること ※療育手帳の写しのみを添付する場合は、「知的障害」と記載すること				
教育措置に関する所見	※市町村教育委員会としての所見を記入する。 ※学校指定は県教育委員会が行うので学校名は記載しないこと。 ※記載例 ・知的障害に対応する特別支援学校への転学が望ましい。 ・肢体不自由に対応する特別支援学校への転学が望ましい。 ・聴覚障害に対応する特別支援学校への転学が望ましい。				

注1 教育措置に関する所見欄には、市町村教育委員会としての判断を必ず記入すること。

注2 学籍簿謄本(原本証明印付)と個人調査書(様式19-1-1~19-3)、診断書又は障害者手帳の写しを添付すること。

注3 転学の場合は第12条、就学(中1)の場合は第11条の2と記載すること。

(様式 3-1)

教特一
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

秋田県教育委員会教育長 印

障害のある児童生徒の就学について (通知)

平成 年 月 日付け、第 号で通知のあった者の就学する学校及び就学期日を学校教育法施行令第15条の規定により次のとおり通知します。

児童生徒	フリガナ氏名	性別	年齢	学籍
保護者氏名	フリガナ氏名	性別	年齢	続柄
指定学校名	平成	年	月	日
期	平成	年	月	日
備考				

(様式 3-2)

教特 一
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

秋田県教育委員会教育長 印

障害のある児童生徒の転学について (通知)

平成 年 月 日付け、第 号で通知のあった者の転学する学校及び転学期日を学校教育法施行令第15条の規定により次のとおり通知します。

児童生徒	フリガナ氏名	性別	
保護者氏名	平成 年 月 日生	年齢	歳 月
指定学校名		続柄	
期 日	平成 年 月 日		
備 考	学校 第 学年在籍(平成 年 月 日)		

(様式 4-1)

教特 一
平成 年 月 日

(保 護 者) 様

秋田県教育委員会教育長 印

就学通知書

次の児童生徒の就学する学校は、以下のとおりにいたしますので、学校教育法施行令第14条の規定により通知します。

児童生徒	フリガナ氏名	性別	
保護者住所	平成 年 月 日生	続柄	
指定学校名	(〒 -)		
期 日	平成 年 4月 1日		
	入学式の詳細については学校から通知します。		

(注) この通知書は大切に保管してください。

(様式 4-2)

教特 一
平成 年 月 日

(保 護 者) 様

秋田県教育委員会教育長 印

転 学 通 知 書

次の児童生徒の転学する学校は、以下のとおりにいたしますので、
学校教育法施行令第 14 条の規定により通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 年 月 日生	続柄	
保 護 者 住 所	(千 ー)		
指 定 学 校 名			
期 日	平成 年 月 日		

(注) この通知書は大切に保管してください。

(様式 5-1)

教特 一
平成 年 月 日

(特別支援学校) 長

秋田県教育委員会教育長

平 成 年 度 児 童 生 徒 の 就 学 に つ い て (通 知)

貴校に就学する児童生徒の氏名及び就学期日等は、次のとおりですので、
学校教育法施行令第 15 条の規定により通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 年 月 日生	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名			続柄
保 護 者 住 所	(千 ー)		
期 日	平成 年 月 日		
備 考			

(様式 5-2)

教 特 一
平成 年 月 日

(特別支援学校) 長

秋田県教育委員会教育長

平成 年度児童生徒の転学について (通知)

貴校に転学する児童生徒の氏名及び転学期日等は、次のとおりですので、
学校教育法施行令第15条の規定により通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 年 月 日生	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	
保 護 者 住 所	(〒 -)		
期 日	平成 年 月 日		
備 考	学校 第 学年在籍 (平成 年 月 日)		

(様式 6)

文 書 番 号
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

(小・中学校) 長 印

特別支援学校への転学について

次の児童生徒は、障害の状況等からみて、特別支援学校において教育を受けることが適
当と思われますので、学校教育法施行令第12条第1項 (第12条の2第1項) の規定に
より通知します。

児 童 生 徒	フリガナ 氏 名	性別	
	平成 年 月 日生	年齢	歳 月
保 護 者 氏 名		続柄	
保 護 者 住 所	(〒 -)		
在 籍 し た 学 年	第 学 年		
最 終 在 籍 年 月 日	平成 年 月 日		
障 害 の 状 況			
教 育 措 置 に 関 す る 所 見			

注 学校教育法施行令第12条第1項は視覚障害者等になつたものがあるとき、第12条
の2第1項は障害の状況等の変化により認定特別支援学校就学者と史料されるとき。

(様式7-1)

文 書 番 号
平成 年 月 日

秋田県教育委員会教育長

(特別支援学校) 長

障害のある児童生徒の転学について

次の児童生徒は、障害が回復し、小・中学校で教育を受けることが適当ですので、学校教育法施行令第6条の2第1項の規定により通知します。

児童生徒	氏名 フリガナ	性別	年齢	歳	月
保護者氏名	平成 年 月 日生	続柄			
保護者住所	(〒 -)				
在籍学部学年	学部 第 学年	最終在籍 年 月 日	平成 年 月 日		
障害の種類 (程度)					
転学予定の学校	立				学校
備考					

(注) 障害や病気が回復したことを証明するに足りる関係書類を添付すること。

(様式7-2)

文 書 番 号
平成 年 月 日

秋田県教育委員会教育長

(特別支援学校) 長

障害のある児童生徒の転学について

次の児童生徒は、小・中学校で教育を受けることが適当と思われまますので、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により通知します。

児童生徒	氏名 フリガナ	性別	年齢	歳	月
保護者氏名	平成 年 月 日生	続柄			
保護者住所	(〒 -)				
在籍学部学年	学部 第 学年	最終在籍 年 月 日	平成 年 月 日		
障害の種類 (程度)					
転学予定の学校	立				学校
教育措置に関する所見					

(注) 診断書に替わる関係書類を添付すること。

(様式 8-1)

教特 一
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

秋田県教育委員会教育長 印

児童生徒の転学について (通知)

次の児童生徒は、障害が回復し、小・中学校で教育を受けることが適当ですので、学校教育法施行令第6条の2第2項の規定により通知します。

児童生徒	氏名 フリガナ 平成 年 月 日生	性別	年齢	歳	月
保護者氏名		続柄			
保護者住所	(〒 -)				
在籍学部学年	学部 第 学年	最終在籍 年 月 日	平成	年 月 日	
障害の種類 (程度)					
転学予定の学校	立 学校				
備考					

(様式 8-2)

教特 一
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 様

秋田県教育委員会教育長 印

児童生徒の転学について (通知)

次の児童生徒は、小・中学校で教育を受けることが適当ですので通知します。

児童生徒	氏名 フリガナ 平成 年 月 日生	性別	年齢	歳	月
保護者氏名		続柄			
保護者住所	(〒 -)				
在籍した学校	学校				
障害の種類 (程度)	学部 第 学年	最終在籍 年 月 日	平成	年 月 日	
転学予定の学校	立 学校				
教育措置に関する所見					

(様式 9)

文 書 番 号
平成 年 月 日

(特別支援学校) 長

秋田県教育委員会教育長

障害のある児童生徒の就学について (通知)

平成 年 月 日付け、第 号で通知のあった者について
教育委員会から県立特別支援学校に引き続き就学させることが適当
である旨の通知がありましたので、学校教育法施行令第6条の3第4項の規程に基づき、
その旨通知します。

児童生徒	フリガナ 氏 名	性別	年齢	月 日 生	年 月 日 生	性 別	年 齢	歳 月
保護者氏名	フリガナ 氏 名	続柄						
保護者住所	(〒 -)							
在籍している 学校・学年	県立	学校	学部	第 学年				
障害の状況								
市町村教育委員会 の所見								

(様式 10)

文 書 番 号
平成 年 月 日

(保護者) 様

(市町村) 教育委員会教育長 印

児童生徒の転学について

次の児童生徒の転学させる学校は、以下のとおりにいたしますので通知します。

児童生徒	フリガナ 氏 名	性別	年齢	月 日 生	年 月 日 生	性 別	年 齢	歳 月
転学させる 学校・学年	フリガナ 氏 名	学校	第 学年					
期 日	平成	年 月 日						
備 考								

(様式 1 1)

文 書 番 号
平成 年 月 日

(小・中学校) 長 様

(市町村) 教育委員会教育長 印

児童生徒の転学について

次の児童生徒は、貴校に転学することになりましたので、学校教育法施行令第7条の規定により通知します。

児童 生 徒	氏 名 <small>フリガナ</small>	性別	年 月 日 生	年 月 日 生	年 月 日 生
保 護 者 氏 名		続 柄			
保 護 者 住 所	(〒 -)				
期 日	平成 年 月 日				
在 籍 し た 学 校	学 部 第 学 年	最 終 在 籍	年 月 日	年 月 日	年 月 日
備 考					

(様式 1 2)

文 書 番 号
平成 年 月 日

秋田県教育委員会教育長

(特別支援学校) 長

転学予定の児童生徒について

次の児童生徒は、転学が適当と認められますので通知します。

児童 生 徒	氏 名 <small>フリガナ</small>	性別	年 月 日 生	年 月 日 生	年 月 日 生
障 害 の 種 類 (程 度)					
転 学 を 希 望 す る 学 校	学 部 第 学 年	学 校			
転 学 期 日 (最 終 在 籍 年 月 日)	平成 年 月 日				
転 学 を 希 望 す る 理 由					
保 護 者 氏 名		続 柄			
保 護 者 住 所 (現 住 住 所)	(〒 -)				
備 考	通 学 方 法 ()				

(様式13)

転学願出書

学部 学年 組
児童生徒氏名 ()

上の者について、次のように転学させたいので、転学方お取り計らいくださるよう
お願いします。

理由	
転学期日	平成 年 月 日
転学先	

保護者
住所
氏名
印

平成 年 月 日

(特別支援学校)長

(様式14)

平成 年 月 日

(他の都道府県) 教育委員会教育長 様
(秋田県) 教育委員会教育長

住所
保護者
氏名
印

区域外就学願書

次のとおり貴教育委員会管轄下の学校に就学させていただきたく思います。

児童生徒	氏名 (性別)	()	続柄	
	平成 年 月 日生	年齢	歳	月
住所	(〒 -)			
就学している学校	学校 学部 第 学年			
障害の種類・程度				
就学を希望する学校名				
就学を希望する理由				

(注) 医師の診断書等、障害を証明するに足りる書類を添付のこと。

(様式 1 5)

教 特 一
平成 年 月 日

(保 護 者) 様

(他の都道府県) 教育委員会教育長 印
(秋 田 県) 教育委員会教育長 印

区 域 外 就 学 承 諾 書

平成 年 月 日付けで願い出のあった、次の児童生徒の当教育委員会管轄下の
学校への就学のことについて次とおり承諾します。

児 童 生 徒	氏 名 (性別)	()	続 柄	
	平成 年 月 日生		年 齢	歳 月
住 所	(〒 -)			
就 学 する 学 校				
就 学 期 日	平成 年 月 日			

(注) この承諾書は、区域外就学届出書(別添)に添えて、速やかに市町村教育委員会
に提出すること。

(注) この承諾書に、区域外就学願書に添付した医師の診断書等、障害を証明するに足
りる書類の写しを添付すること。

(様式 1 6)

平成 年 月 日

(他の都道府県) 教育委員会教育長 様
(秋 田 県) 教育委員会教育長

住 所
保 護 者
氏 名
印

市町村教育委員会教育長 印
月 日經由

区 域 外 就 学 届 出 書

次のとおり就学させますので、区域外就学承諾書を添えてお届けします。

児 童 生 徒	氏 名 (性別)	()	続 柄	
	平成 年 月 日生		年 齢	歳 月
在籍した学校・ 幼稚園・保育 所等	最終在籍 年 月 日		年 月 日	
障 害 の 状 況				
就 学 する 学 校	学 部 第 学 年			
就 学 期 日	平成 年 月 日			
備 考				

(注) この届出書は、児童生徒の住所のある市町村教育委員会を經由して、他の都道府
県(秋田県)教育委員会へ提出すること。

(様式 17)

平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長

保護者氏名 印

就学義務猶予(免除)願

学校教育法施行規則第34条の規定により、児童生徒の就学義務猶予(免除)の措置を受けたいので、別紙のとおり医師の証明書を添えて願います。

児童生徒	氏名 (性別)	続柄	
	平成 年 月 日生	年齢	歳 月
住所	(〒 -)		
期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
事由			

(様式 18)

文 書 番 号
平成 年 月 日

(保 護 者) 様

(市町村) 教育委員会教育長 印

就学義務猶予(免除)許可通知書

児童生徒氏名

平成 年 月 日付けで願ひ出の学齢児童生徒の就学義務猶予(免除)について
学校教育法第18条により許可になったので通知します。

なお、この許可は当該年度限りですので、引き続き猶予又は免除を受けなければなら
ない状態のときは、毎年1月末まで、許可願ひを出してください。

(様式19-1)

個人調査書

市町村教育委員会名

記入者職氏名

印

平成 年 月 日記入

対象者	フリガナ 氏名 (性別)	()		年 月 日生
	現住所	(〒 -) ※学齢簿と同じように記載すること		
在籍等	立 幼稚園・保育所(園) ()年保育			
	立 小学校・中学校 第 学年 〔通常の学級 ・ 特別支援学級(障害種:)〕			
	就学猶予・免除歴	有 無	許可年月日	年 月 日
保護者	氏名		続柄	職業
	現住所	※学齢簿と同じように記載すること		TEL - -

家	氏 名	年齢	続柄	職 業 ・ 学 校 名	健康状態
				本人	
					健 ・ 否
					健 ・ 否
族					健 ・ 否
					健 ・ 否
家庭 の 状 況	養育態度、 教育的関心 等家庭環境				
	経 済 状 況				
	住 居 環 境				
就学についての 保護者の希望	希望校名 () 通学方法 ()				

(注) 通学方法については「保護者等による送迎、スクールバス、路線バス、徒歩、寄宿舎入舎、施設入所、訪問教育」等について記入すること。

(様式19-2)

健康・身体状況等

		対象者氏名			
身長・体重		. c m	. k g	測定年月日	/
視 力	右 ()	左 ()	測定年月日	/	
聴 力	右 db ()	左 db ()	測定年月日	/	
補聴器等の使用		有 (※有の場合は補聴器の種類を記入) ・ 無			
主たる障害		視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱			
併せもつ障害		視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱・その他()			
てんかん発作		有 ・ 無			
服 薬		有 ・ 無	服薬の種類		
医療的ケア		有 ・ 無	医療的ケアの内容		
医学的治療・ 訓練等		有 ・ 無 担当医または指導者 () 期 間: 内 容:			
身体障害者手帳		有 ・ 無	等 級	級 種	
療 育 手 帳		有 ・ 無	障害の程度	A ・ B	
家庭で気を付けていること					
身 辺 処 理	移 動	全面介助 ・ 大部分介助 ・ 一部介助 ・ 一人でできる			
	食 事	全面介助 ・ 大部分介助 ・ 一部介助 ・ 一人でできる			
	排 泄	全面介助 ・ 大部分介助 ・ 一部介助 ・ 一人でできる			
	着 脱	全面介助 ・ 大部分介助 ・ 一部介助 ・ 一人でできる			

(様式19-3)

教育(保育)に関する事項

		対象者氏名			
保育所 幼稚園 学校	名称			入学(園)	年 月 日
	出席状況	ほとんど休まない ・ よく休む ・ よく遅刻する			
学習・ 生活の 記録					
性格・ 行動に 関する 特記事 項					
興 味 関 心					
指導面 で困っ ている こと					
諸 検 査	名 称	実施年月日	結 果	検 査 者	
		/ /			
		/ /			
		/ /			
		/ /			
担 任 所 見					

※幼稚園・保育所等に通園通所していない場合は、「名称」の欄に「保育・教育の事実がない」と記載し、以下の欄を斜線にする。

かがやき手帳について

秋田県教育委員会

1 保護者・ご家族の皆様へ

「かがやき手帳」は、乳幼児期から成人期まで、継続的な相談・支援を受けられるようにするための資料として活用するものです。

母子手帳に挟み込み、地域の医療・教育・福祉機関に相談される際にお持ちください。

2 かがやき手帳の使い方

- ① 保護者の方が、健康診断や各種相談、医療機関の診療履歴と年代毎の特徴的な様子を記録します。
- ② 各機関の診療・相談を初めて受ける際に、この手帳をご提示ください。
- ③ 診療・相談機関は、必要に応じて、保護者の方の同意を得た上で、手帳に記載された機関に連絡を取り合います。
- ④ 診療・相談等が終了後、随時ご記入いただき、保護者の方が大切に保管してください。

3 その他

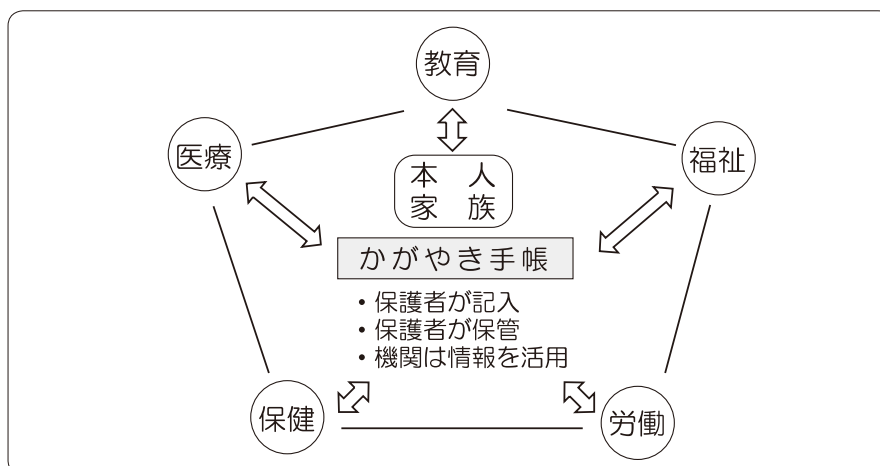
- 同手帳の活用は、保護者の方の同意によります。活用されない場合でも、同手帳の内容を整理しておいていただき、各機関の担当者にお話しいただければ、的確で迅速な対応につながります。ご協力をお願いいたします。
- 手帳の用紙が不足した場合には、次のホームページから用紙をダウンロードすることができます。手帳に挟み込んでご活用ください。

<http://www.pref.akita.lg.jp/tokubetu/>

* 各市町村が同様の手帳や支援シートを配布し、活用を進めている地域もあります。内容が重複するような場合には、地域の手帳や支援シートをご活用いただき、各機関にお持ちいただいても結構です。

* 現在、県内の幼稚園・保育所等や小・中学校、高等学校、特別支援学校では、支援が必要な幼児児童生徒一人一人の「個別の（教育）支援計画」の作成を進めています。「個別の（教育）支援計画」は、幼稚園・保育所等や学校だけではなく、様々な機関の役割も明らかにして、一人一人の支援の内容を整理します。幼稚園・保育所等や学校の担任の先生に、同手帳をご提示いただき、「個別の（教育）支援計画」を作成する場合に活用することもできます。

－「かがやき手帳」活用イメージ－



かがやき手帳 ご記入にあたって

【本人プロフィール】

この手帳を入手された時点の情報をご記入ください。
ご家族の方の判断で、情報提供可能な箇所のみご記入ください。
その他（家族構成等）には、同居されているご家族の構成をご記入ください。

父（ 歳）、母（ 歳）、姉（小3）、祖母（ 歳）等

【手帳を入手された機関名】

この手帳をはじめて紹介された機関の名称をご記入ください。

【乳児期（0～2歳）の相談・診療記録】

おおむね出生時から幼稚園入園前頃までの相談・診療記録をご記入ください。

1 通園等の記録

通園された保育所、施設等の名称をご記入ください。

2 健康診査、相談、医療機関等の受診記録

乳幼児健康診査等により医療機関等の受診を勧められた場合や発達上の気かりにより、相談・受診された機関名をご記入ください。

3 継続した治療、訓練、入院、相談等の記録

医療機関や相談機関に継続して治療、訓練、入院、相談した場合の、機関名と、通院、入院、訓練、継続相談、発達検査等の区別をご記入ください。

4 MEMO

1～3の欄に書ききれなかった内容や、特に相談されたい内容、気かりなこと等についてご記入ください。

【就学前（3～5歳）の相談・診療記録】

おおむね幼稚園から小学校入学前頃までの相談・診療記録をご記入ください。

【小学校期の相談・診療記録】

小学校在学中の相談・診療記録をご記入ください。

【中学校期の相談・診療記録】

中学校在学中の相談・診療記録をご記入ください。

【高等学校期及び成人期の相談・診療記録】

高等学校在学中、大学等への進学時、就職期等成人期の相談・診療記録をご記入ください。

「かがやき手帳」推薦団体

秋田県医師会 秋田県市町村教育委員会連合会 秋田県PTA連合会
秋田県特別支援学校PTA連合会 秋田県国公立幼稚園協会 秋田県保育協議会
秋田県私立幼稚園連合会 秋田県高等学校長協会特別支援学校部会
秋田県社会福祉協議会 秋田県障害福祉協議会 秋田県身体障害者福祉協会
秋田県視覚障害者福祉協会 秋田県聴力障害者協会 秋田県知的障害者福祉協会
秋田県肢体不自由児者父母連合協会 秋田高齢・障害者雇用支援センター
秋田県手をつなぐ育成会 秋田県重症心身障害児（者）を守る会
秋田LD・AD/H/D親の会「アインシュタイン」

「かがやき手帳」に関するお問い合わせ先

秋田県教育庁特別支援教育課
TEL：018-860-5135

関係機関のみなさまへ

この「かがやき手帳」は、乳幼児期から成人期まで、継続的な相談・支援のための資料として活用する目的で作成しました。

この手帳には、保護者の方が、健康診断や巡回相談、医療機関の診療履歴と年代毎の特徴的な様子等を記録しています。

保護者の方が、この手帳を提示されましたら、診療・相談の際に、参考にしていただけますようお願いいたします。

また、必要に応じて、保護者の方の同意を得た上で、手帳に記載された機関と連絡を取り合ってください。ぜひともご協力をお願いいたします。

— 「かがやき手帳」活用イメージ —

かがやき手帳

— 就学前から卒業後までの
診療・相談の記録 —

～つなげて安心支援の輪～

秋 田 県

かがやき手帳について

「かがやき手帳」は、乳幼児期から成人期まで、継続的な相談・支援が受けられるための資料として活用するものです。
母子手帳に挟み込み、地域の医療・教育・福祉機関に相談される際にお持ちください。

かがやき手帳の使い方

- ① 保護者の方が、健康診断や各種相談、医療機関の診療履歴と年代毎の特徴的な様子を記録します。
- ② 各機関の診療・相談を初めて受ける際に、この手帳をご提示ください。
- ③ 診療・相談機関は、必要に応じて、保護者の方の同意を得た上で、手帳に記載された機関に連絡を取り合います。
- ④ 診療・相談等が終了後、随時ご記入いただき、保護者の方が大切に保管してください。

【本人プロフィール】

(ふりがな) 名 前	男・女
生年月日	年 月 日
保護者氏名 (続 柄)	()
住 所 〒	
連 絡 先 TEL	
	その他 (家族構成等)

【手帳を入手された機関名】

機 関 名	
入手年月	年 月 (歳時)

【乳児期(0～2歳)の相談・診療記録】

1 通園等の記録

保育所・施設等名	期 間
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月

2 健康診査、相談、医療機関等の受診記録

健診・相談・受診日	健診名、相談・受診機関名
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	

健診・相談・受診日	健診名、相談・受診機関名
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	

【乳児期(0～2歳)の相談・診療記録】

3 継続した治療、訓練、入院、相談等の記録

治療訓練入院相談日	機関名、内容
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	

- 5 -

治療訓練入院相談日	機関名、内容
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	

4 MEMO (特記事項など)

- 6 -

【就学前(3～5歳)の相談・診療記録】

1 通園等の記録

幼稚園・施設等名	期 間
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月

2 健康診査、相談、医療機関等の受診記録

健診・相談・受診日	健診名、相談・受診機関名
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	

- 7 -

健診・相談・受診日	健診名、相談・受診機関名
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	

- 8 -

【就学期(3～5歳)の相談・診療記録】

3 継続した治療、訓練、入院、相談等の記録

治療訓練入院相談日	機関名、内容
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	

- 9 -

治療訓練入院相談日	機関名、内容
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	

4 MEMO (特記事項など)

- 10 -

【小学校期の相談・診療記録】			
1 通学等の記録		相談・受診日	相談・受診機関名
小学校・施設等名	期 間	年 月 日 (歳時)	
	年 月～ 年 月	年 月 日 (歳時)	
	年 月～ 年 月	年 月 日 (歳時)	
2 相談、医療機関等の受診記録		年 月 日 (歳時)	
健診・相談・受診日	健診名、相談・受診機関名	年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)		年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)		年 月 日 (歳時)	

- 11 -

- 12 -

【小学校期の相談・診療記録】			
3 継続した治療、訓練、入院、相談等の記録		治療、訓練、入院、相談日	機関名、内容
治療、訓練、入院、相談日	機関名、内容	年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)		年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)			
年 月～ 年 月 (歳時)			
年 月～ 年 月 (歳時)			
年 月～ 年 月 (歳時)			
4 MEMO (特記事項など)			

- 13 -

- 14 -

【中学校期の相談・診療記録】			
1 通学等の記録		相談・受診日	相談・受診機関名
中学校・施設等名	期 間	年 月 日 (歳時)	
	年 月～ 年 月	年 月 日 (歳時)	
	年 月～ 年 月	年 月 日 (歳時)	
2 相談、医療機関等の受診記録		年 月 日 (歳時)	
相談・受診日	相談・受診機関名	年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)		年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)		年 月 日 (歳時)	
3 継続した治療、訓練、入院、相談等の記録		治療、訓練、入院、相談日	機関名、内容
		年 月～ 年 月 (歳時)	
		年 月～ 年 月 (歳時)	
		年 月～ 年 月 (歳時)	
4 MEMO (特記事項など)			

- 15 -

- 16 -

【高等学校期及び成人期の相談・診療記録】

1 進学・就労等の記録

進学先・就労先等名	期 間
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月

2 相談、医療機関等の受診記録

相談・受診日	相談・受診機関名
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	
年 月 日 (歳時)	

— 17 —

3 継続した治療、訓練、入院、相談等の記録

治療・訓練・入院・相談日	機関名、内容
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	
年 月～ 年 月 (歳時)	

4 MEMO (特記事項など)

— 18 —

【その他の記録】

【各種手帳の記録】

療育手帳	判定
交付年月日	年 月 日
身体障害者手帳	種 級
交付年月日	年 月 日
精神障害者保健福祉手帳	級
交付年月日	年 月 日

— 19 —

記念日の記録

「初めての離乳食」「ハイハイ記念日」「入学式」
など忘れられない記念日を記録しておきましょう。

年 月 日 記念日	年 月 日 記念日
-----------------------	-----------------------

年 月 日 記念日	年 月 日 記念日
-----------------------	-----------------------

— 20 —

年 月 日 記念日	年 月 日 記念日
-----------------------	-----------------------

年 月 日 記念日	年 月 日 記念日
-----------------------	-----------------------

— 21 —

年 月 日 記念日	年 月 日 記念日
-----------------------	-----------------------

年 月 日 記念日	年 月 日 記念日
-----------------------	-----------------------

お問い合わせ先
秋田県教育庁特別支援教育課
TEL : 018-860-5135
E-mail : tokubetu@pref.akita.lg.jp

平成26年1月 第2刷

— 22 —

参考資料 2

就学支援シートについて

秋田県教育委員会

1 就学支援シートの目的

就学支援シートは家庭、幼稚園・保育所、療育機関等における子どもの様子や指導・支援における配慮点等を就学先の小学校や特別支援学校小学部に引き継ぎ、学校生活をスムーズにスタートさせ、充実したものにするために作成するものです。

2 就学支援シートの対象

就学する全ての子どもを対象として作成できます。作成に当たっては保護者の参画がかかせません。また、活用に当たっては、個人情報保護の観点からも保護者からの了承を得て、関係機関で共有することが必要です。

3 就学支援シートの内容

就学支援シートには以下のような内容が含まれます。

- ・子どものよいところ、できること、得意なこと（苦手なこと）、好きなこと（嫌いなこと）、成長したこと
- ・これまでの指導・支援で大切にしてきたこと（工夫した指導・支援内容、教材・教具、具体的な言葉掛けの仕方や落ち着いて学習に取り組める環境の設定等）
- ・就学後も引き続き指導・支援が必要と思われること

4 その他

- ・全ての欄を記入しなければならないということはありません。伝えたいポイントを押さえて記入してください。
- ・シートの内容だけでは不十分な場合は、必要な書類等を添付してください。
- ・次ページからの様式例を参考に、市町村の事情に合った形で活用してください。



就学支援シート



お子さんの楽しい学校生活のために

「就学支援シート」はお子さんが楽しく、充実した学校生活を送ることができるよう、幼稚園・保育所等と保護者の方が協力して作成し、お子さんが就学する学校に引き継ぐものです。

- ・お子さんのよいところ、成長したこと、得意不得意、好きなこと
- ・これまでの家庭生活・園生活で工夫してきたこと、落ち着いて学習できる環境
- ・就学先の学校で必要な配慮や入学後も引き継いで欲しいと思うことなどを記入してください。

全ての項目を記入されていなくてもかまいません。「これだけは伝えたい」ということをご記入ください。

ふりがな お子さんのお名前		性別 ()	生年月日	平成 年 月 日
ふりがな 保護者のお名前		連絡先		
住 所				
幼稚園・保育所名等		記入者		

このシートの内容を就学先や関係機関と共有することに同意します。

平成 年 月 日

名前 (保護者) _____

	保護者から	幼稚園・保育所等から
健康や生活に関すること ○健康上の必要な配慮点 (持病やアレルギー等) ○身体の発達や動きに関すること (運動、姿勢、手・指の動き、 動作模倣等) ○生活面や身の回りのこと (食事、排泄、睡眠、身支度等)		
人との関わりに関すること ○ことばに関すること (意思の疎通、話の理解、語い、 発音等) ○友達や大人との関わり ○集団への参加の様子		
興味・関心 性格・行動に関すること ○好きなこと・嫌いなこと ○得意なこと・苦手なこと ○性格・行動		
その他		

※全ての項目を記入されなくてもかまいません。「ここだけは」というポイントをご記入ください。

入学後の支援について

～保護者から～

○入学後の生活で心配なこと

○学校に対して希望すること・保護者のねがい

～幼稚園・保育所等から～

○これまで大切にしてきた関わり方や指導・支援の工夫

○入学後に必要と思われる指導・支援

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学事務次官
山中伸一

(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものである

こと。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する

者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

- 1 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

- 第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。
 - 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。
- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう

にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適

応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別

な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者，病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由，病弱又は身体虚弱の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は，以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき，通級による指導における特別の教育課程の編成，授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため，指導要録において，通級による指導を受ける学校名，通級による指導の授業時数，指導期間，指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては，適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては，通級による指導の担当教員が，児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては，在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり，助言を行ったりする等，両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は，基本的には，この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが，当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて，当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては，必要に応じ，校長，教頭，特別支援教育コーディネーター，担任教員，その他必要と思われる者で構成する校内委員会において，その必要性を検討するとともに，各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては，医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し，総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については，通級による指導の対象とするまでもなく，通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用，学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により，対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮

称) といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-5253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

参考資料 5

秋田県障害児就学審議会条例

昭和50年秋田県条例第40号

(設置)

第1条 教育委員会の諮問に応じ、障害児（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第四条に規定する児童生徒等のうち障害のある者をいう。以下同じ。）の障害の状態、障害児への教育上必要な支援の内容、障害児の住所の存する地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を審査し、障害児の就学すべき学校について審議するため、秋田県障害児就学審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織及び委員の任期)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - 1 医師
 - 2 学識経験者
 - 3 教育関係者
 - 4 関係行政機関の職員
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が召集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月15日条例第96号）

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料 6

秋田県訪問教育実施要項

- 1 目的
訪問教育は特別支援学校における教育の一形態であり、身体上の理由のため通学による教育を受けることが困難な児童・生徒に対し、教諭又は講師（以下「教員等」という）が家庭や児童福祉施設等を訪問して指導することにより、教育の機会均等を図ることを目的とする。
- 2 対象児童・生徒
秋田県に在住（施設入所児を含む）する児童・生徒で、学校教育法施行令第22条の3に該当し、就学可能であるが障害の程度・身体上の理由で通常の通学が困難なものとする。
- 3 対象児童・生徒の決定
 - (1) 新入学児童・生徒
特別支援学校の校長は、市町村教育支援委員会（仮称）及び県就学審議会等の就学相談の判断を尊重し、児童・生徒の教育形態を定めるものとする。
高等部については、高等部における訪問教育を志願するものについて選考を行い決定する。
 - (2) 在籍児童・生徒
特別支援学校の校長は、在籍する児童・生徒が訪問教育から通学等による教育形態に、通学による教育形態から訪問教育に変更する必要があると認めた場合、県教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- 4 学級編成及び教員等の配置
 - (1) 訪問学級は、訪問教育対象児童・生徒で編成するものとする。
 - (2) 訪問学級をおく特別支援学校に訪問教育担当教員及び非常勤講師を配置する。
- 5 指導日数
 - (1) 小学部及び中学部は、週3回、1日2時間程度、年間35週を標準とするが、児童生徒の状況に応じて柔軟に対応する。
 - (2) 高等部の在宅生にあっては、週3回、1日2時間程度、施設等在生にあっては、週3回1日3時間程度、年間35週を標準とするが、生徒の状況に応じて柔軟に対応する。
 - (3) スクーリング等の集団指導は必要に応じて実施する。この場合、スクーリング等を実施した日数を指導日数に加えるものとする。
- 6 表簿等の整備
訪問教育を実施するにあたり、指導要録等の公簿のほか、必要な書類を整備しておくものとする。
 - (1) 訪問教育実施計画
 - (2) 訪問教育指導記録
 - (3) その他必要な書類
- 7 その他必要な事項
この要項に定めるもののほか、必要な事項は県教育委員会と校長が協議して定める。
- 8 附則
この要項は、平成19年4月1日から施行する。

Q & A 障害のある子どもの就学事務手続の手引

(平成26年度版)

平成26年9月

発行 / 秋田県教育委員会

編集 / 県教育庁特別支援教育課

TEL 018-860-5135

FAX 018-860-5136

